

行政ガイド INDEX



	／ いざというとき	20
	／ 届出・証明・印鑑登録	28
	／ 税 金	32
	／ 保険・年金	34
	／ 健康・保健	40
	／ 福祉・介護	42
	／ 子育て・教育	46
	／ 生活・環境	49
	／ 議会・選挙	58
	／ 相 談	59



いざというとき

問 防災安全課 TEL 36-1190

災害発生!そのときどうする?

大きな災害が発生したら、冷静に判断するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。



地震発生時の行動ポイント

地震発生

- ☐ 机の下などにもぐり、自分の身の安全を確保する。
- ☐ ドアや窓を開けて、出口を確保する。

1～2分

- ☐ 火の始末をする。
- ☐ 火元を確認し、出火していたら初期消火をする。
- ☐ 家族の安全を確認する。
- ☐ 靴を履く。(ガラスの破片などから足を守る。)
- ☐ 非常持ち出し品を用意する。

3分

- ☐ 協力して応急救護を行う。
お年寄り、体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合いましょう。
- ☐ 余震に注意をする。
※大きな地震の後には余震が発生する。

5分

- ☐ ラジオなどで正確な情報を確認する。
- ☐ 電話の使用はなるべく控える。
- ☐ 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する。
- ☐ ブロック塀や瓦やガラスなどの落下物に注意する。
- ☐ 車は使わず徒歩で避難場所に避難する。

5～10分

- ☐ 幼稚園・保育所(園)・認定こども園や小・中学校に子どもを迎えに行くために自宅を離れる場合は、行き先を書いた連絡メモを目立つ場所に残す。
- ☐ 再度出火防止を確認する。ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを落とす。

風水害時の行動ポイント

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難!〉~~~~~			
4	災害の おそれあり	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。



### 正しい情報の収集と自主的な避難を

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意をしましょう。



### 危険な場所には近づかない

増水した川や海の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



### 事前に避難経路の確認を

避難場所までの経路は、事前に確認しておきましょう。避難場所へ向かう道は、狭い路地や壁ぎわ、川べりなどは避けましょう。



### 避難する前には

避難する前に、電気のブレーカーを落とし、ガスなどの火元を確認しましょう。また、避難先や安否情報を書いた連絡メモを残しておきましょう。



### 避難の呼びかけがあればすみやかに避難を

人的被害が迫った場合には、町や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、すぐに避難してください。



### 車での避難は控えて

避難場所へは徒歩で避難してください。車は、約30cmの浸水で走行困難になります。車での避難はやめましょう。

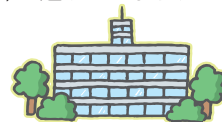


### 子どもやお年寄りなどの避難に協力を

子どもやお年寄り、体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。近所のお年寄りなどの避難に協力をしましょう。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力をしましょう。

### 避難に遅れた場合には

もし避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、近くの丈夫な建物(洪水なら2階以上)に逃げましょう。



## インターネットによる災害情報の入手先

信頼できる情報を入手し、落ち着いて行動しましょう。

種別	検索画面に入力	アドレス等
防災情報	気象・災害・防災情報	
	防災情報リンク	
	兵庫県CGハザードマップ (自然災害対策情報ポータルサイト)	
	兵庫県地域別土砂災害危険度	
	兵庫県防災(気象)情報	
	国土交通省 防災情報提供センター	

種別	検索画面に入力	アドレス等
気象情報	兵庫県の気象情報	
	神戸地方気象台	
	気象庁	
河川情報	国土交通省川の防災情報	
道路情報	兵庫県道路情報	
医療情報	兵庫県災害 救急医療情報システム	



香美町の市外局番は **0796**

同一の市外局番ですが、豊岡市及び美方郡香美町香住区と美方郡(香美町香住区を除く)間は、市外局番からのダイヤルが必要になります。

## 非常持出品 準備しておきたい非常持出品は？

非常持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しましょう。また、食料は**3日分**の備蓄といわれていましたが、頻発する大規模災害や近い将来発生が予想されます南海トラフ巨大地震などを踏まえ、近年は**1週間分程度**の備蓄に取り組む必要があるといわれています。

### ▶ 非常持出品～災害発生時に最初に持ち出すもの～

#### ●懐中電灯

できれば一人に一つずつ用意。予備の電池も忘れずに（発電式のものもある）。

#### ●携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるもの。最近では手動で充電できるものや、携帯電話の充電ができるものなどがあり便利。

#### ●非常食・水

缶詰や乾パンなど、火を通さずに食べられるもの。水はペットボトル入りが便利。



#### ●貴重品

多少の現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、住民票のコピーなど。公衆電話を利用するための10円玉も。



#### ●救急医薬品

傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬などのほか、常備薬があれば必ず用意する。



#### ●その他

ヘルメット、下着類、軍手、ライター、ナイフ、ティッシュなど。



### ▶ 非常備蓄品～復旧するまでの数日間を支えるもの～

#### ●食料品

缶詰やレトルト食品など非常食3日分を含む数日分を備蓄。高齢者や子ども、アレルギー体質者など配給される食事をとるのが難しい家族がいる場合には、その事情に合った食料を多めに準備。

#### ●工具

ロープ、ボール、はさみ、のこぎり、ジャッキ、スコップなど。

#### ●水

飲料水は大人一人あたり1日3リットルが目安で、最低3日分は用意する。水の配給を受けるためのポリ容器などがあると便利。



#### ●燃料

卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベなど。

#### ●その他

簡易トイレ、毛布、寝袋、ラップ、食器類、使い捨てカイロ、マスク、シート、照明器具、筆記用具、予備のメガネなど。

※非常備蓄品は、家族全員が分かる場所に保管しましょう。

## 災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

# 171

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

## 災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

#### ●NTTドコモ



(日本語版)

#### ●KDDI:au



#### ●ソフトバンクモバイル/Y!mobile



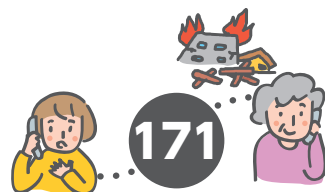
#### ●楽天mobile



## 災害用伝言板web171

パソコンや携帯電話などから固定電話番号や携帯電話番号を入力して安否情報を登録確認することができます。

①<https://www.web171.jp/>へアクセス ②連絡をとりたい人や残したい人の電話番号を入力 ③伝言を登録・確認

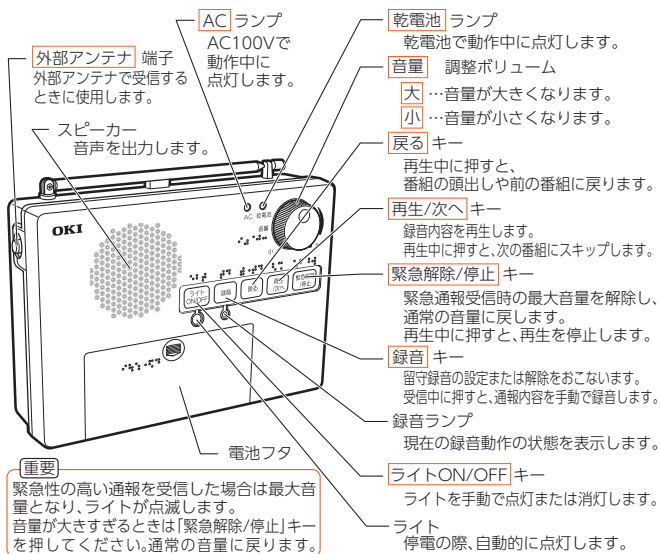




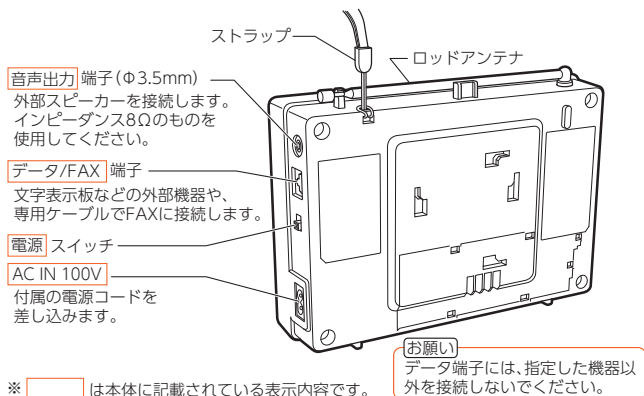
# 防災行政無線

## 各部のなまえとはたらき

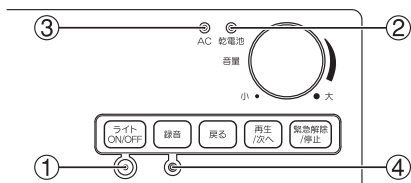
### ◎前面



### ◎後面



## ◎ランプのはたらき



名称	色	点灯	点滅
① ライト	白	● ライト ON/OFF を押したとき ● 停電の際、電源が乾電池に切り替わったとき ※1	緊急通報を受信中
② 乾電池	赤	乾電池での動作中	乾電池が消耗している、または乾電池が入っていないとき ※2
③ AC	緑	AC100Vでの動作中	● 音声通報を受信中 ● FAXまたはデータを受信したとき ※3 ● 圏外の場合 ※4
④ 録音	橙	音声録音中	未再生の通報内容が録音されているとき
	緑	留守録音設定中	留守録音を設定中かつ未再生の通報内容が録音されているとき ※5
	赤	—	録音動作ができないとき ※6

### 参考

- ※1 停電や電源コードが抜けたときなどACから乾電池に電源が切り替わった場合に、一定時間点灯します。
- ※2 乾電池ランプの表示が変わるまでに時間がかかる場合があります。
- ※3 冒頭で3回点滅します。
- ※4 他の点滅よりもゆっくり点滅します。電波状況により、点滅周期が変わる場合があります。
- ※5 緑と橙が交互に点滅します。
- ※6 録音ランプが赤で点滅したときは、録音メモリーの故障の可能性がありますので、防災安全課までご連絡ください。

## 操作のしかた

通報を受信した際に、自動的にスピーカーから音声を出力します。受信中に電波の状態が悪くなった場合、その通報が途中で終了することがあります。その後に電波の状態が元に戻れば、次の通報は正常に受信します。

### ◎準備と確認

- 電源スイッチは常に[入]の状態にしてください。
- 電源コードは抜かないでください。(乾電池の消耗を防ぐため)
- 乾電池は常に入れた状態で使用してください。

### ◎録音のしかた

- 録音は「自動録音」「手動録音」「留守録音」の3種類があります。

自動録音	緊急通報などを受信した際、自動的に録音されます。
手動録音	通報受信中に「録音」を押すと、その時点から通報が録音されます。
留守録音	待ち受け中に「録音」を押すと、「ピ」と音が鳴り、留守録音が設定されます。

### 参考

- 録音時間は最大で40分です。
- 録音できる時間を超過して新しい通報が録音されると最も古い番組から順に上書き消去されます。
- 留守録音が設定された状態で「録音」を押すと、「ピ」と音が鳴り、留守録音の設定が解除されます。
- いったん録音を開始したら、途中で解除することはできません。

### ◎再生のしかた

再生	●録音ランプが点滅している際に「再生/次へ」を押すと、「ピ」と音が鳴り、最も新しい番組から順に連続で再生します。 ●再生中は録音ランプが消灯します。 ●各番組の再生開始時には「ピ」と音が鳴ります。 ●番組を全て再生すると「ブ」と音が鳴り、待ち受け状態に戻ります。 ●番組を再生し終わった後に再度「再生/次へ」を押すと、最も新しい番組から順に連続で再生します。
次番組にスキップ	再生中に「再生/次へ」を押すと、「ピ」と音が鳴り、次の番組にスキップします。
前番組に戻る	●再生中の番組の冒頭(2秒以内)で「戻る」を押すと、「ピ」と音が鳴り、1つ前の番組に戻って再生を開始します。 ●1つ前の番組が無い場合は、再生している番組の最初から再生します。
番組の頭出し	再生中に「戻る」を押すと、「ピ」と音が鳴り、現在再生している番組の最初から再生します。
再生停止	再生中に「緊急解除/停止」を押すと、再生を停止して、待ち受け状態に戻ります。

### 参考

再生中に通報を受信した場合は、再生を中断して、通報の受信を優先します。

## 避難場所を確認しましょう

町は、一時的に避難するための「一時(いっとき)避難所」、ある程度長期の避難が想定される場合に避難するための「指定避難所」、災害が広域にわたった場合に避難する「広域避難所」、高齢者、障害者(児)等で一般の避難所では生活が困難な者を受け入れるための「福祉避難所」を指定しています。今一度、最寄りの避難場所を確認しましょう。

4区分していますが、状況に応じて判断し、まずは一番安全な避難場所に避難してください。

※洪水：○印は安全な利用が可能な施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づけています。△印は県ハザードマップにある浸水想定区域内にある施設のため、利用時に注意が必要な施設です。

土砂災害：○印は安全な利用が可能な施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づけています。△印は県ハザードマップにある土砂災害危険箇所内、土砂災害警戒区域内にある施設のため、利用時に注意が必要な施設です。

地震：○印は昭和56年6月以降に建てられた新耐震基準を満たす施設で、避難所は災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所に、一時避難所は同法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づけています。△印は昭和56年5月以前に建てられた施設で、利用時に注意が必要な施設です。

### ◎ 香住区

#### (1) 指定避難所

施設名	面積 (㎡)	収容 人数	風水害		地震
			洪水	土砂災害	
香美町立香住小学校(体育館)	1,139	379	△	○	○
旧奥佐津小学校(体育館)	472	157	○	○	○
旧佐津小学校(体育館)	515	171	△	○	○
香美町立柴山小学校(体育館)	889	296	△	△	○
香美町立長井小学校(体育館)	509	169	△	△	○
香美町立余部小学校(体育館)	525	175	△	△	○
香美町立余部小学校御崎分校	50	16	○	△	○
香美町立香住第一中学校(体育館)	1,550	516	△	△	○
佐津体育館	928	309	△	△	○
兵庫県立香住高等学校(体育館)	1,920	640	△	○	○
香美町立柴山保育所	450	150	△	△	○
香住区中央公民館	3,032	1,010	△	○	○
香住文化会館	1,668	556	△	○	○
奥佐津地区公民館	379	126	△	○	△
佐津地区公民館	422	140	△	○	△
柴山地区公民館	576	192	△	△	△
長井地区公民館	274	91	△	△	△
余部地区公民館	489	163	△	△	○

#### (2) 一時避難所

施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
境区会館	△	○	△
一日市区公民館	△	○	△
若松コミュニティセンター	○	○	○
香美町商工会	△	○	△
香住自治区公民館	△	○	△
西香住公民館(ふれあいホール)	△	○	○
七日市区公民館	△	○	○
駅前コミュニティセンター	△	○	○
森会館	△	○	△
間室区公民館	△	△	○
油良区会館	△	△	△
矢田区会館	△	△	△
下浜区公会堂	△	○	○
九斗会館	△	△	○
米地公民館	○	△	△
丹生地構造改善センター	○	△	○
西下岡区公民館	△	△	△
下岡会館	○	○	○
上岡会館	△	○	△
隼人公民館	△	○	○
畑公民館	△	△	△
大梶公民館	△	△	△
旧奥佐津小学校三川分校	△	△	△
土生区会館	○	△	○
相谷公民館	○	△	△
奥安木構造改善センター	△	△	○
浜安木公民館	○	○	△
訓谷会館	△	△	○
無南垣構造改善センター	△	○	○
浦上公民館	○	△	△
上計ふれあい会館	△	△	○

施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
沖浦区公民館	○	△	△
守柄公民館	△	△	△
加鹿野公民館	△	△	△
三谷公民館	△	△	△
大谷区公民館	△	△	△
大野公民館	○	△	△
小原区公民館	△	○	○
中野公民館	△	△	△
藤農林漁家婦人活動促進施設	△	○	○
八原公民館	○	△	△
市午会館	△	△	△
梶原公民館	○	△	△
浜会館	△	○	○
西会館	○	△	○
御崎活性化施設	○	○	○
鎧公民館	○	△	△
長福寺(一日市)	○	△	○
願行寺	○	△	△
本誓寺	△	○	△
帝釈寺	○	△	△
西迎寺	○	△	△
幸徳寺	○	△	△
西光寺	△	△	△
真徳寺	○	○	△
弥勒寺	○	○	△
極楽寺	○	△	△
光永寺	△	△	△
帰仰寺	○	○	△
遍照寺	△	△	△
長福寺(余部)	○	△	△
安養寺	○	△	△
香住念法寺	△	○	△
但馬漁業協同組合香住支所	○	○	△
但馬漁業協同組合柴山支所	○	○	○
JAたじま香住支店	△	○	△
香住自動車教習所	△	○	△

### (3) 広域避難所

施設名	面積 (㎡)	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
香住小学校グラウンド	6,600	△	○	○
香住第一中学校グラウンド	15,791	△	△	○
佐津グラウンド	14,687	△	△	○
香住高等学校グラウンド	19,767	△	○	○

### (4) 福祉避難所

施設名	収容人数※	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
公立香住病院介護老人保健施設「ゆうすげ」	12	△	○	○
特別養護老人ホーム「しいの木荘」	20	△	△	○
香住地域福祉センター	20	△	○	○
夕風の丘	50	○	○	○
デイサービス知恵の輪	20	△	○	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

### ◎ 村岡区

#### (1) 指定避難所

施設名	面積 (㎡)	収容人数	風水害		地震
			洪水	土砂災害	
香美町立村岡小学校(体育館)	937	312	△	△	○
香美町立兎塚小学校(体育館)	1,001	333	○	△	○
香美町立射添小学校(体育館)	854	284	△	○	○
香美町立村岡中学校(体育館)	1,287	429	△	△	○
兵庫県立村岡高等学校(体育館)	2,208	736	○	△	○
射添体育館	1,200	400	△	○	○
村岡体育館	971	323	○	△	△
福岡体育館	1,787	595	△	△	△
旧日影体育館	266	88	△	○	△
旧味取体育館	465	155	△	△	△
山田体育館	450	150	○	○	○
射添地区公民館	486	162	△	△	○

#### (2) 一時避難所

施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
東上区集会所	△	○	○
東中区集会所	△	○	△
本町区集会所	△	○	○
野々上区集会所	○	○	○
殿町区集会所	△	△	○
水上区集会所	○	△	○
川上区集会所	△	○	○
中西区集会所	○	△	△
新町区集会所	○	○	○
西本町区集会所	△	○	○
村岡区中央公民館	○	△	△
用野区集会所	○	△	○





施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
鹿田区集会所	△	△	○
相田区集会所	△	○	○
神坂区集会所	○	○	○
旧神坂子育て・子育て支援センター	○	△	○
萩山公民館	○	△	○
板仕野区集会所	○	○	△
大糠区集会所	○	△	△
村岡ファームガーデン	○	△	○
光陽区集会所	△	○	○
高井区集会所	△	△	△
高井子育て・子育て支援センター	△	○	○
寺河内区集会所	○	△	△
耀山区集会所	○	△	△
市原区集会所	○	△	○
兎塚地区公民館	○	△	○
横町会館	○	○	△
八幡会館	○	△	△
八井谷区集会所	○	△	○
大野区集会所	○	○	○
口大谷区公民館	△	○	○
中大谷区集会所	○	△	△
旧大谷子育て・子育て支援センター	△	△	○
大笹区公民館	△	△	△
大笹区集会所	△	△	△
高坂区集会所	○	△	○
池ヶ平区集会所	○	○	△
和池区公民館	○	△	△
森脇農業構造改善センター	○	○	○
黒田公民館	△	△	○
宿区集会所	○	○	○
日影区集会所	○	○	△
作山区集会所	△	△	○
入江区集会所	△	○	△
和佐父区集会所	○	△	○
和田公会堂	△	○	○
小城区集会所	○	△	○
長板公民館	○	△	○
長板構造改善センター	○	△	○
熊波公民館	○	△	○
相岡区集会所	○	△	△
丸味区公民館	○	△	○
川会公会堂	△	△	○
高津公会堂	△	△	△
長須区公民館	△	○	○
味取区集会所	○	△	○
村岡アグリファーム(株)・むらおか夢アグリ(株) 事務所兼みそ工房	△	△	△
原区公民館	△	△	○
長瀬公会堂	△	△	○
山田区集会所	△	△	○
旧山田子育て・子育て支援センター	○	○	○
境区集会所	△	△	△

### (3) 広域避難所

施設名	面積(m ² )	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
射添小学校グラウンド	5,350	△	○	○
射添グラウンド	7,122	△	○	○
兎塚小学校グラウンド	9,010	○	△	○
村岡小学校グラウンド	11,439	△	△	○
村岡中学校グラウンド	7,724	△	△	○

### (4) 福祉避難所

施設名	収容人数※	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
特別養護老人ホーム「むらおかこぼし園」	44	○	△	○
村岡老人福祉センター	80	△	△	○
リゾートヴィラハチ北	24	○	△	○
農林漁業体験実習館「村岡・都市と農村交流センター」	104	○	○	○
グループホーム「むらおかの空・デイサービス いそこの花」	16	○	△	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

## ◎ 小代区

### (1) 指定避難所

施設名	面積(m ² )	収容人数	風水害		地震
			洪水	土砂災害	
香美町立小代小学校(体育館)	720	240	○	○	○
香美町立小代中学校(体育館)	1,194	398	△	△	○
おじろドーム	972	324	○	○	○
小代区総合センター	641	213	○	△	○
旧秋岡へき地保育所	70	23	○	△	○
小代認定こども園	100	33	○	○	○
小代物産館	155	51	○	△	○
温泉保養館おじろん	121	40	△	△	○

### (2) 一時避難所

施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
神場区集会所	○	△	△
広井区集会所	△	△	△
水間集落センター	○	○	○
野間谷構造改善センター	○	△	○
実山区営農集会所	○	△	○
平野区集会所	○	△	△
茅野多目的集施設	○	○	○
新屋活性化交流集施設	○	○	○
秋岡集落センター	○	△	○
東垣生活改善センター	○	△	△
佐坊区集会所	○	△	○

施設名	風水害		地震
	洪水	土砂災害	
鍛冶屋区集会所	○	○	△
貫田生活改善センター	○	△	△
忠宮区集会所	△	△	△
久須部区集会所	△	△	○
大谷ふれあいセンター	△	△	○
城山ふるさと交流センター	○	△	○
神水区集会所	○	△	○
石寺集落センター	○	○	○
猪之谷区集会所	○	△	△
旧熱田区集会所	○	△	△

### (3) 広域避難所

施設名	面積 (㎡)	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
小代小学校グラウンド	8,000	△	○	○
小代中学校グラウンド	8,511	△	△	○
広井多目的山村広場	10,000	○	△	○

### (4) 福祉避難所

施設名	収容人数※	風水害		地震
		洪水	土砂災害	
特別養護老人ホーム「こぶし園」	50	○	△	○

※収容人数は要介護者1名に対し、介助者1名を含む。

- 収用人数は、3㎡あたり1人（兵庫県避難所管理運営指針）で算出した値である。

### ◎ 津波時避難場所

区等名	避難場所	海拔 (m)
境	境東駐車場 (旧会館跡)	10.9
	今子方面県道	17.4
一日市	岡見公園	26.0
	和田山	20.8
若松	公立香住病院	2.4
	旧ナカケ（下）	7.3
	町道山手若松線東奥広場	—
	若松コミュニティセンター	6.1
香住	香住文化会館	3.4
	香住区中央公民館	3.4
	月岡公園	29.6
	香住小学校	6.3
	旧香美町役場南庁舎	5.8
西香住	香美町保健センター	5.5
七日市	島山	15.0
	七日市区公民館	5.2
駅前	香美町役場	4.2
	香住第一中学校	4.2
	駅前コミュニティセンター	6.5
	姫路山付近空地	—
森	収蔵庫付近	20.5
間室	山野神社	32.0
	墓地の上	32.2
油良	十二社神社	20.0
	ナシ園下	6.8

区等名	避難場所	海拔 (m)
油良	旧但馬最終処分場方面道路 (矢田川クリーンセンター付近)	12.0
	大山神社	13.5
矢田	集落西側の丘陵地	—
	付近丘陵地	—
下浜	八幡神社	—
	兵主神社	13.2
九斗	墓地	—
	観音堂	—
米地	御堂	18.7
	堰堤	—
相谷	イジンダニ	10.6
	三柱神社	—
奥安木	県道記念碑	25.5
	構造改善センター	20.2
浜安木	構造改善センター裏 (個人で道をつけているところ)	—
	大師堂	9.2
訓谷	魚見台	—
	旧佐津小学校	2.6
	輪峰山	—
	かめや駐車場	17.8
無南垣	八幡神社 (社務所)	14.4
	佐古谷方面県道	16.8
	城山	—
	旧香住第二中学校	3.7
浦上	JR柴山駅	12.5
	県道東側 (しばやま荘専用駐車場付近)	7.6
	帰仰寺	8.1
上計	城山	55.4
	墓地	13.6
	八坂神社	40.0
	柴山小学校	18.3
沖浦	大日堂	10.4
	大放神社	15.3
	どい歯科駐車場	13.2
守柄	夕庵上	—
	サクノコ付近裏山	16.8
	区内奥の林道	20.2
加鹿野	墓地	—
	八幡神社	29.0
市午	八坂神社	46.7
	余部ユースホステル跡地	59.3
梶原	白山神社	17.9
	八坂神社下御堂前	—
浜	梶原公民館	12.2
	五反畑	9.8
	JR餘部駅	44.6
	御崎方面町道	6.2
西	余部小学校裏の墓地	—
	八柱神社	10.8
鎧	安養寺	15.1
	JR鎧駅	40.0
鎧	鎧公民館	34.5

※災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づく指定緊急避難場所に位置づけます。

※避難場所への避難対象者は、避難場所のある区等の住民等に限定するものではありません。





# 届出・証明・印鑑登録

## 住民票に関する届出

問 町民課 TEL 36-1110

住民登録は、皆様が香美町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

**受付窓口** 町民課戸籍年金係・各地域局地域生活係

**受付時間** 平日開庁時間内(月～金曜日 8時30分～17時15分)  
土・日曜日、祝日および平日時間外の受付はしていません。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人か世帯主 または代理人※1	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(マイナンバーカードをお持ちの方は不要) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書など(外国人の方) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※2 <国外から転入の方のみ> <input checked="" type="checkbox"/> パスポート、戸籍謄本および附票(本籍が香美町にある場合は不要)
転出届※3	転出する前14日以内または転出後14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※2
転居届	転居した日から14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書など(外国人の方) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※2
世帯変更届 世帯主変更 世帯分離 世帯合併	変更した日から14日以内		<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※2

● 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、各種福祉医療(老人・障害・乳幼児・母子家庭など)の該当者は住所変更届が必要です。保険証をお持ちの上、健康課・福祉課または各地域局地域生活係で手続きしてください。

※1 本人および世帯主以外の方(代理人)が窓口に来られる場合は委任状が必要です。

※2 本人確認資料についての詳細は「戸籍・住民異動などの際の本人確認について」( 31ページ)をご覧ください。

※3 転出届のみ郵便申請を受付しています。申請書に必要事項を記入の上、本人確認資料および返信用封筒(切手を貼って)を同封してください。署名は直筆でお願いします。

## 戸籍の届出

問 町民課 TEL 36-1110

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録して公に証明する公文書です。

**受付窓口** 町民課戸籍年金係・各地域局地域生活係

**受付時間** 平日開庁時間内(月～金曜日 8時30分～17時15分)  
時間外受付窓口(土・日曜日、祝日、平日時間外):本庁・各地域局宿直室

種類	届出期間	届出人	届出ができる場所	必要なもの
出生届	出生日を含め14日以内	父または母	<input checked="" type="checkbox"/> 父母の本籍地 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の所在地 <input checked="" type="checkbox"/> 子の出生地	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書(出生証明書が添付されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑(任意) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳※1
婚姻届	制限はありません(受理した日が婚姻成立の日になります。)	夫または妻	<input checked="" type="checkbox"/> 夫または妻の本籍地 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書(証人2名の署名・押印(任意)が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 夫婦(旧姓)の印鑑(任意) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認資料※2

種類	届出期間	届出人	届出ができる場所	必要なもの
離婚届 (協議による)	制限はありません (受理した日が離婚 成立の日になります。)	夫または妻	●夫婦の本籍地     ●届出人の所在地	☑離婚届書(証人2名の署名・押印(任意)が必要)     ☑夫婦の印鑑(任意)     ☑本人確認資料※2
死亡届※3	死亡または死亡の 事実を知った日から 7日以内	【届出人の順序】 同居の親族、同居し ていない親族、同居 人、家主、地主など	●死亡者の本籍地     ●届出人の所在地     ●死亡地	☑死亡診断書     ☑届出人の印鑑(任意)
転籍届	制限はありません	戸籍の筆頭者と配 偶者	●本籍地     ●新本籍地     ●届出人の所在地	☑転籍届書     ☑届出人の印鑑(任意)

上の表にない届出については、お問い合わせください。

- ※1 出生の届出は夜間や休日でも受付できますが、母子健康手帳の証明はできません。
- ※2 本人確認資料についての詳細は「戸籍・住民異動などの際の本人確認について」( 31ページ)をご覧ください。(本人確認資料をお持ちでない場合も届出はできますが、後日、本人あてに届出を受理したことをお知らせする文書を送付します。)
- ※3 家族に不幸があったときは町民課又は地域生活係へ死亡届を提出し、火葬許可書をお受け取りください。死亡の届出は、夜間や休日でも受付できます。また、香住斎場または広域美方苑を利用する場合は、同時に火葬場の使用手続きを行ってください。

## 印鑑登録

問 町民課 TEL 36-1110

印鑑登録証明は、それぞれの市町村が独自に条例で定めて行っているため、引っ越しなどで市町村間の住所が異動した場合は、新たに登録が必要となります。本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などに重要な役割を果たすものです。このため、印鑑登録は本人が直接申請することが原則となっています。

印鑑登録申請の際、本人確認資料(官公署発行の顔写真付の身分証明書)がない場合、または、代理人申請の場合は、登録までに数日かかります。登録料は300円です。

**受付窓口** 町民課戸籍年金係・各地域局地域生活係

**受付時間** 平日開庁時間内(月～金曜日 8時30分～17時15分)  
土・日曜日、祝日および平日時間外の受付はしていません。

種類	内容
登録できる人	香美町に住民登録があり、満15歳以上の方
本人が 申請するとき	●登録する印鑑     ●本人確認資料(マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの顔写真付身分証明書)または保証人(香美町での印鑑登録者)が署名および押印(保証人の登録印)した保証書がある場合は申請日当日に登録ができます。       ※成年被後見人の方は、成年被後見人の同行とそれを証する書類が必要です。
代理人が 申請するとき	●登録する印鑑     ●代理権授与通知書と代理人の印鑑       (注) 代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書および登録者本人の本人確認資料をお持ちいただかないと登録と証明発行ができません。

項目	内容
登録できる印鑑	●印影の大きさ8mm以上25mm以下で印面が変形しないものなど       (注) 同じ世帯で、同じ印鑑や似ている印鑑は登録できません。
登録証の廃止・盗難等	●登録証の紛失、盗難の際は、ただちに町民課または地域生活係へ届け出てください。     ●紛失などによる再発行手数料は300円。     ●登録している方の死亡、転出などがあったときには自動的に登録は廃止されますので、登録証を返却してください。

## 各種証明書の発行

問 町民課 TEL 36-1110

受付窓口 町民課戸籍年金係・各地域局地域生活係

受付時間 平日開庁時間内(月～金曜日 8時30分～17時15分)

住民票の写し、戸籍の附票、印鑑登録証明書は、あらかじめ電話での予約をしていただくと、時間外、休日に受け取ることができます。

種類	手数料	本人以外で請求できる人	必要なもの
住民票の写し	1通 300円	●同一世帯の方	☑ 本人確認資料※1
住民票記載事項証明書	1通 300円	●代理人(委任状必要)	☑ 代理人の方は委任状
除票	1通 300円	●代理人(委任状必要) ●第三者(利害関係人)	☑ 本人確認資料※1 ☑ 代理人の方は委任状 ☑ 利害関係と請求理由を裏付けする疎明資料
戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄本・抄本)	1通 450円	●同一戸籍の方、又はその配偶者 ●直系親族の方 ●代理人(委任状必要)	☑ 本人確認資料※1 ☑ 代理人の方は委任状
除籍謄抄本	1通 750円		
改製原戸籍謄抄本	1通 750円		
戸籍の附票★	1通 300円		
身分証明書★	1通 300円	●代理人(委任状必要)	☑ 本人確認資料※1 ☑ 代理人の方は委任状
独身証明書★	1通 300円	本人以外は請求できません	☑ 本人確認資料※1
印鑑登録証明書	1通 300円	●代理人	☑ 印鑑登録証(カード)
広域交付住民票 (他市町村の住民票の写し)	1通 300円	●同一世帯の方	☑ 本人確認資料※1
自動車臨時運行許可証	1通 750円		☑ 印鑑 ☑ 自賠責証明書 ☑ 自動車検査証

●★印がついている証明書は、本籍が香美町の方のみ発行できます。

●戸籍の広域交付制度が利用できます。(本人および直系親族の戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口で請求できる制度。窓口に来庁する方のマイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書の提示が必要。郵送や代理人請求不可。)

●住民票の写しや戸籍謄抄本などの各種証明書は郵便でも請求することができます。また、マイナンバーカードがあればコンビニ等で住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得することができます。詳細はお問い合わせください。

※1 本人確認資料についての詳細は「戸籍・住民異動などの際の本人確認について」( 31ページ)をご覧ください。

## マイナンバーカード

問 町民課 TEL 36-1110

マイナンバーカードは、マイナンバーと住所・氏名・生年月日・写真のついたカードです。本人確認のための身分証明として利用でき、マイナンバーの提示が必要な場合には、番号と本人確認が1枚でできます。また、電子証明書を入れることで、公的個人認証サービスを使って、自宅からインターネットを通して税の確定申告などの電子申請を行うことができます。

なお、このカードとは別に、マイナンバーをお知らせする通知カードがあります。令和2年5月25日から、通知カードは個人番号通知書に変わっています。

### ◎申請について

●マイナンバーカードの申請は任意です。

●通知カードまたは個人番号通知書と一緒に届いた申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入し個人番号カード交付申請書受付センターへ直接郵送してください。

●自宅のパソコンやスマートフォン、役場、各地域局でも申請手続きができます。

### ◎受け取りについて

●カードが出来たら、交付通知書がご自宅に届きます。

●カードの受け取り場所は、町民課戸籍年金係または各地域局地域生活係です。

## 戸籍・住民異動などの際の本人確認について

問 町民課 TEL 36-1110

なりすましによる虚偽の届出や各種証明書の不正取得を防止するため、戸籍・住民登録に関する各種届出および各種証明書の交付請求をする場合には、本人確認を行います。

皆様の大切な個人情報を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

次のものから1種類を提示いただくことにより、本人であることを確認します。

本人確認資料	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明証、身体障害者手帳、療育手帳、船員手帳、その他官公署が発行した免許証または資格証明書などで顔写真が貼付されたもの
上記の証明書等をお持ちでない方は、Aから2種類またはA+Bで2種類を提示ください。	
A	各種健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、介護保険証、各種医療受給者証、年金手帳、その他官公署が発行した免許証または資格証明書などで顔写真が貼付されていないもの
B	社員証、学生証 など

## 住民票の写しなどの本人通知制度

事前に登録をしていただくことにより、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者から請求を受けて交付したときに、その事実を本人にお知らせします。

### ◎制度を利用するには

登録する人の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちの上、町民課戸籍年金係または各地域局地域生活係で登録をしてください。

### ◎登録できる人

香美町に住民票がある人、または本籍がある人（過去にあった人を含む）

### ◎通知の対象となる証明書

- 住民票の写し
  - 住民票記載事項証明書
  - 戸籍の附票の写し
  - 戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍の謄抄本）
  - 戸籍記載事項証明書
- ※いずれの証明書も消除等されたものを含まず。

### ◎通知する内容

交付年月日、証明書の種別、交付通数、第三者などの種別

※交付請求者の氏名や住所などを通知することはできません。



## 証明書コンビニ交付

問 町民課 TEL 36-1110  
税務課 TEL 36-1113

マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できます。

サービス利用には、マイナンバーカードとカードに搭載されている利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

取得できる証明書	交付手数料(1通)	利用可能時間	利用できる店舗
住民票の写し	100円	6:30~23:00 ※年末年始(12/29~1/3)と機器メンテナンス時を除きます。	セブン-イレブン ローソン ファミリーマート ミニストップ ほか
印鑑登録証明書			
所得(課税)証明書			
住民票記載事項証明書			
戸籍の附票の写し(※)	200円		
戸籍全部(個人)事項証明書(※)			

※香美町に本籍があり、住所が香美町以外の方はあらかじめ、戸籍証明書交付の利用登録申請をすることで取得できます。





# 税金

税金

## 税のおもなもの

問 税務課 TEL 36-1113

種類	納税義務者
住民税	町県民税 1月1日現在、香美町内に居住し、前年中に所得のあった人など
	法人町民税 香美町内に事務所や事業所を有する法人など
固定資産税	1月1日現在、香美町内に土地・家屋・償却資産を所有している人
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有している人
国民健康保険税	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主

## 税の納付方法

問 税務課 TEL 36-1113

香美町が発行する納付書により役場、指定金融機関、コンビニエンスストアおよびスマートフォン決済アプリなどで納めることができます。詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。

役場	税務課・村岡地域局・小代地域局
金融機関	但馬銀行・みなと銀行・但馬信用金庫・たじま農業協同組合・なぎさ信用漁業協同組合連合会・郵便局（近畿2府4県内）
コンビニなど	全国のコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ

## 便利な口座振替制度をご利用ください

問 税務課 TEL 36-1113

町税のお支払いは、口座振替が便利です。

指定の預貯金口座から、納期限の日自動的に振り替えて支払われます。

お手続きの際は、納税通知書、通帳と通帳届印を持参し、金融機関または税務課でお申し込みください。

Food loss



### 食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること



本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。食品ロスは“もったいない”だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

#### ① 買いすぎない ☒

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

#### ② 作りすぎない ☒

食べることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

#### ③ 食べきる ☒

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



出典元：環境省広報誌ecojin（エコジン）「環境、エネルギー問題につながる食品ロスの話」より <https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/feature1/20220105.html>

## 各税の納期限

問 税務課 TEL 36-1113

月	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月		第1期		
5月			全期	第1期
6月	第1期			
7月		第2期		第2期
8月	第2期			
9月				第3期
10月	第3期			
11月				第4期
12月		第3期		
1月	第4期			第5期
2月		第4期		
3月				第6期

●納期限は月末です(12月のみ25日)

●納期限が土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日等にあたる場合は、その翌日を納期限又は口座振替納付の振替日とします。

¥税金

## 各種証明書の発行と手数料

問 税務課 TEL 36-1113

種類	手数料	備考
町県民税課税証明書(所得証明書)	300円	コンビニでの交付は手数料100円
納税証明書	300円	
軽自動車税納税証明書	無料	継続検査用(車検用)
固定資産公課証明書	1名義につき300円	
固定資産評価証明書	土地5筆までごとに 300円 家屋5棟までごとに 300円	
固定資産評価通知書	無料	登記用途で法務局に提出
住宅用家屋証明書	1,300円	
名寄帳の閲覧	1名義につき 300円	コピー代は別途

- 手続き**
- 申請の際には、本人(代理人)確認のため運転免許証など本人が確認できるものを持参してください。
  - 同居の家族以外の方が申請されるときは、委任状が必要です。
  - 証明書の交付は、郵便でも可能ですので、詳しくは税務課へお問い合わせください。
  - 所得証明書・課税証明書は、マイナンバーカードとカードに搭載されている利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号があれば、コンビニでも取得できます。  
(コンビニ交付利用時間:6:30~23:00 ※年末年始(12/29~1/3)と機器メンテナンス時は除く)



# 保険・年金

## 国民健康保険

問 健康課 TEL 36-1114

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保税と、国などからの補助金で賄われています。

### 自己負担割合

対象者	負担割合
義務教育(小学校)就学前	2割
義務教育(小学校)就学後 70歳未満	3割
70歳以上 75歳未満	2割
	3割(現役並み所得者)

### 加入の対象となる方

職場の健康保険に加入されている人、生活保護を受けている人、および後期高齢者医療制度で医療を受けている人以外は国保に加入しなければならないことになっています。原則として、居住している市区町村の国保に加入します。

### 資格確認書・資格情報のお知らせの交付

#### ◎資格確認書

保険証利用登録をしたマイナンバーカード(以下、マイナ保険証)をお持ちでない方へ交付されます。医療機関の窓口で提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

#### ◎資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの方へ交付されます。医療機関の窓口で、カードリーダーが無いなどマイナ保険証が利用できない場合にマイナンバーカードと一緒に提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

### 国保に加入するとき (14日以内に届け出てください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	① 転出証明書
他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族でなくなったとき	① 加入していた健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	① 保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	① 母子健康手帳
外国人が加入するとき	① 在留カード

### 国保をやめるとき (14日以内に届け出てください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出したとき	① 資格確認書 ^{※1}
他の健康保険に加入したとき	① 資格確認書 ^{※1} ② 新しく加入した健康保険の資格確認書(資格情報のお知らせ)または資格取得証明書
生活保護を受けはじめたとき	① 資格確認書 ^{※1} ② 保護開始決定通知書
死亡したとき	① 資格確認書 ^{※1}
外国人が脱退するとき	① 資格確認書 ^{※1} ② 在留カード

届出時に、マイナンバーがわかるもの及び窓口に来られる方の本人確認ができるものを持参してください。

※1 お持ちの方のみ

### その他・届出が必要なとき

こんなとき	持参するもの
同じ町内で住所が変わったとき	① 資格確認書 ^{※1}
世帯が分かれたり一緒になったとき	① 資格確認書 ^{※1}
世帯主や氏名が変わったとき	① 資格確認書 ^{※1}
修学のため町外に住所を定めるとき	① 資格確認書 ^{※1} ② 在学証明書
資格確認書等をなくしたとき	—

届出時に、マイナンバーがわかるもの及び窓口に来られる方の本人確認ができるものを持参してください。

※1 お持ちの方のみ

## 主な給付

項目	内容
出産育児一時金	国民健康保険に加入している人が出産したとき、原則50万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人(喪主)に対し、5万円を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費で限度額(※)を超えた額を支給します。対象となる人には通知します。 マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)または申請によって交付される「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担減額認定証」)を医療機関に提示することで、医療費の窓口での支払が限度額までとなります。(保険税を滞納していると「限度額適用認定証」は交付できない場合があります)
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる人には通知します。
療養費	資格確認書等を持たずに病院にかかったとき、医師が必要と認めた補装具を作ったとき、骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき、海外渡航中に医療機関にかかったときなどに、保険者負担分を支給します。
移送費	医師の指示により、緊急にやむを得ず重病人が入院や転院をし、移送に費用がかかったときは、申請し国保が認めれば移送費が支給されます。

※高額療養費自己負担限度額

### ◎70歳未満の人

所得区分(※)	3回目まで
(ア) 901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) *1年以内で4回目以降は140,100円
(イ) 600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) *1年以内で4回目以降は93,000円
(ウ) 210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) *1年以内で4回目以降は44,400円
(エ) 210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円 *1年以内で4回目以降は44,400円
(オ) 住民税非課税	35,400円 *1年以内で4回目以降は24,600円

※「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

### ◎70歳～74歳の人

所得区分		負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	3割	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は140,100円	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満		167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は93,000円	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満		80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) * 1年以内で4回目以降は44,400円	
一般	課税所得 145万円未満	2割	18,000円 (年間上限) 144,000円	57,600円 * 1年以内で4回目以降は44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税			24,600円
	Ⅰ 住民税非課税		8,000円	15,000円

## 後期高齢者医療制度

問 健康課 TEL 36-1114

### 被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

#### ◎75歳以上の人

75歳の誕生日を迎えるときは、制度に加入するにあたっての申請手続きは不要です。誕生日までに資格確認書が送付されます。

#### ◎65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人

申請により、広域連合の障がい認定を受けた日から被保険者となります。

※制度に加入する前日に会社の健康保険などに加入していた人は、それまで加入していた医療保険の資格喪失の手続きをしてください。また、その被扶養者だった人は、国民健康保険などに別途加入することになります。



## 受けられる給付

### ◎ お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で資格確認書等を提示して、医療費の「1割」「2割」「3割」を自己負担します。

一定以上所得のある方は、現役並み所得者（3割負担）を除き、自己負担割合が「2割」になります。

#### ◎ 自己負担割合の判定基準

所得区分	一部負担金の割合	判定基準
低所得・一般Ⅰ	1割	同一世帯の後期高齢者医療の被保険者全員が住民税課税所得額28万円未満の方
一般Ⅱ (一定以上所得)	2割	同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

※「2割」負担になる方のうち、被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、下記の場合は「1割」負担になります。

- 被保険者が世帯に1人で200万円未満の場合
- 世帯に2人以上で合計320万円未満の場合

### ◎ 高額療養費

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になった時は、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。初めて高額療養費の支給対象となった時に、広域連合から申請書が届きますので、手続きを行ってください。

### ◎ 高額介護合算療養費

1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。（高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年間として計算されます。）対象者には広域連合から申請書が届きますので、手続きを行ってください。

### ◎ 療養費

資格確認書等を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。健康課への手続きが必要です。

### ◎ 葬祭費

被保険者が亡くなった時、申請により葬祭を行った人（喪主）に葬祭費として5万円が支給されます。

## 福祉医療費助成制度

問 健康課 TEL 36-1114

### ▶ 高齢期移行者医療費助成制度

**対象者** 65歳以上70歳未満（後期高齢者医療制度加入者は除く）で、所得がないことから自立できない人と、一定の所得以下で身体的理由等から日常生活動作が自立できない人（要介護2以上）

#### 負担割合と負担限度月額

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
65歳以上70歳未満	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人（年金収入80万9千円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入とその他の所得を加えた額が80万9千円以下であり、かつ要介護2以上の人	外来 12,000円 入院等 35,400円

## 重度障害者医療費助成制度

### 対象者

後期高齢者医療制度加入者でなく、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの人で、本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満であること。

### 負担割合と負担限度月額

保険診療に係る医療費の負担限度額を超えた自己負担分を助成します。

区分		負担限度額	
一般	外来	1	日 600円〔注2〕
	入院	1割負担：2,400円〔注3〕	
低所得者〔注1〕	外来	1	日 400円〔注2〕
	入院	1割負担：1,600円〔注3〕	

※連続して入院した場合、4か月目以降の一部負担金は不要です。

〔注1〕 低所得者…受給者本人・扶養義務者などが町民税非課税者で、年金収入80万9千円以下、又は年金収入と所得の合計が80万9千円以下の方

〔注2〕 1保険医療機関などごとに月2回まで

〔注3〕 1保険医療機関などごとの月額上限額

精神保健福祉手帳1級で受給される人の精神疾患の治療については、重度障害者医療費助成制度では助成しません。

## 高齢重度障害者医療費助成制度

### 対象者

後期高齢者医療制度加入者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの人で、本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満であること。

### 負担割合と負担限度月額

保険診療に係る医療費の負担限度額を超えた自己負担分を助成します。

区分		負担限度額	
一般	外来	1	日 600円〔注2〕
	入院	1割負担：2,400円〔注3〕	
低所得者〔注1〕	外来	1	日 400円〔注2〕
	入院	1割負担：1,600円〔注3〕	

※連続して入院した場合、4か月目以降の一部負担金は不要です。

〔注1〕 低所得者…受給者本人・扶養義務者などが町民税非課税者で、年金収入80万9千円以下、又は年金収入と所得の合計が80万9千円以下の方

〔注2〕 1保険医療機関などごとに月2回まで

〔注3〕 1保険医療機関などごとの月額上限額

精神保健福祉手帳1級で受給される人の精神疾患の治療については、高齢重度障害者医療費助成制度では助成しません。

## 乳幼児等医療費助成制度

### 対象者

0歳から9歳（小学校3年生世代まで）の乳幼児及び児童。

### 負担割合と負担限度月額

外来、入院ともに一部負担金はありません。

学校管理下において生じたケガ等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されますので、医療費受給者証を使用せずに受診をお願いします。

## こども医療費助成制度

### 対象者

9歳（小学4年生世代）から18歳（高校3年生世代）までの児童及び生徒。

### 負担割合と負担限度月額

外来、入院ともに一部負担金はありません。

学校管理下において生じたケガ等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されますので、医療費受給者証を使用せずに受診をお願いします。

## 母子家庭等医療費助成制度

### 対象者

18歳に達した年度末までの子もしくは20歳未満の高校在学中の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父等及びその子、遺児

### 所得制限

所得制限対象者	扶養義務者が扶養控除を受けていた親族数					
	なし	1人	2人	3人	4人	5人
扶養義務者の所得	69万円	107万円	145万円	183万円	221万円	259万円

### 負担割合と負担限度月額

保険診療に係る医療費の負担限度額を超えた自己負担分を助成します。

区分		負担限度額	
一般	外来	1	日 800円〔注2〕
	入院	1割負担：3,200円〔注3〕	
低所得者〔注1〕	外来	1	日 400円〔注2〕
	入院	1割負担：1,600円〔注3〕	

※連続して入院した場合、4か月目以降の一部負担金は不要です。

〔注1〕 低所得者…受給者本人・扶養義務者などが町民税非課税者で、年金収入80万9千円以下、又は年金収入と所得の合計が80万9千円以下の方

〔注2〕 1保険医療機関などごとに月2回まで

〔注3〕 1保険医療機関などごとの月額上限額

## 福祉医療費助成制度共通の手続き

### ◎ 福祉医療費の払い戻し手続き

次のような場合は、対象者ごとに申請を行い、審査・決定を受けると、福祉医療費の払い戻しを受けることができます。

- 兵庫県外の保険医療機関等で診療・薬剤の支給等を受けたとき
- 資格確認書等のみで診療・薬剤の支給等を受けたとき
- 医師の指示によりコルセット等の治療用装具をつくったとき
- 他の公費の助成対象となる医療を受けたとき

### ◎ 払い戻しの手続きに必要なもの

- ☑ 医療費受給者証 ☑ 資格確認書等
- ☑ 通帳(振込口座がわかるもの) ☑ 領収書(原本)
- ☑ 医師の意見書(治療用装具をつくったとき)
- ☑ 部品の明細書(治療用装具をつくったとき)
- ☑ 高額療養費・療養費支給決定通知書(健康保険組合等から支給があったとき)
- ☑ 付加給付支給決定通知書(健康保険組合等から支給があったとき)
- ☑ 他の公費負担医療制度の受給者証

### ◎ 届出が必要なとき

- 氏名の変更、転入、転出、転居、死亡したとき
- 加入している健康保険に変更があったとき
- 医療費受給者証を紛失、汚損したとき
- 生活保護を開始、廃止したとき

### ◎ 医療機関等の窓口での手続き

医療機関等の窓口では資格確認書等と医療費受給者証を提示してください。

また、外来・入院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証も併せて提示してください。

### ◎ 有効期間と更新

福祉医療費助成制度の有効期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までとなっています。6月下旬に対象の人には健康課から医療費受給者証をお送りします。また、所得制限以上の所得があるなどの理由で対象外となる人や、別に手続きが必要な人へも、その内容をお知らせします。

## 未熟児養育医療給付制度

問 健康課 TEL 36-1114

未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、香美町で承認された場合に入院医療費(保険診療分)および入院時食事療養費等を公費負担する制度です。

#### 対象者

香美町内に居住し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児で、次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

- ① 出生時の体重が2,000 g 以下の児
- ② 生活力が特に薄弱であって次に掲げる症状のいずれかを示す児
  - 運動不安、けいれんなど
  - 体温が摂氏34度以下
  - 呼吸器、循環器の症状(強度のチアノーゼ、呼吸数の異常など)
  - 消化器の症状(排便がない、嘔吐が持続など)
  - 強い黄疸

#### 期間

指定医療機関での入院による診療開始日から診療終了日までですが、満1歳の誕生日の前日までが期限です。(ただし、診療開始日から15日を過ぎて申請をされた場合は、受付日からの支給開始となります。)

## 暮らしを支える「水」を大切に使おう

近年、川の水の量が減少したり水質が悪化したりなど、水に関わるさまざまな問題があります。健全な水循環を守るために、できることから始めてみましょう。



### 水資源を守るためにできることを考えよう

#### ① 節水する

- ・洗濯の回数を減らし、まとめて洗う
- ・歯磨きやお風呂のとき、水を流したままにしない
- ・水洗トイレの大小レバーを使い分ける

#### ② 汚れのもとを流さない

- ・食器の油污れは、紙で油分を拭き取ってから洗う
- ・排水口には水切りネットをつけて、調理くずを流さない

#### ③ 地域の川や水源を守る

- ・川や湖にごみを捨てない
- ・地域の水路や川の清掃活動、草刈り活動などに参加する



出典元: 政府広報オンライン「飲み水はどこから? 使った水はどこへ? 暮らしを支える「水の循環」」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201507/4.html#thirdSection>



## 国民年金

問 町民課 TEL 36-1110

### 国民年金の制度・加入者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。65歳になったときや病気やケガで障害の状態になったとき、死亡したときに、基礎年金を支給し、生活の安定を図ることを目的に国が年金を支給する制度です。加入する人(被保険者)は、保険料の納め方の違いにより次のように分けられます。

#### ◎ 第1号被保険者

農林漁業や自営業、自由業、学生などの給与所得者でない人、また、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人。保険料は、銀行、郵便局、コンビニなどで納めます。

#### ◎ 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人(会社などに勤めるサラリーマン)。保険料は給料から天引きされます。

#### ◎ 第3号被保険者

第2号被保険者の扶養になっている配偶者で、保険料は、配偶者が加入している年金制度が、まとめて負担するので、扶養になっている配偶者が納める必要はありません。

#### ◎ 希望で加入する人(任意加入被保険者)

- 60歳以上で年金の受給期間を満たすことができない人、または保険料納付期間が少ないため少額の年金しか受けられない人などは65歳まで加入ができます。
- 海外に居住している20歳以上60歳未満の日本人も加入ができます。

#### ◎ 主な手続き

主な手続き	必要なもの
<b>1 第1号被保険者の人</b>	
20歳になったとき	
転入したとき	☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの
<b>2 第2号被保険者の人</b>	
会社を退職したとき	☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの ☑ 離職年月日のわかる書類
<b>3 今、第3号被保険者の人</b>	
配偶者の扶養がはずれたとき	☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの、配偶者の扶養からはずれた年月日がわかる書類
配偶者が第1号被保険者になったとき	☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの ☑ 配偶者の離職年月日のわかる書類

## 保険料

#### ◎ 定額保険料

第1号被保険者 * 令和7年度は17,510円

#### ◎ 付加保険料

第1号被保険者でより高い年金を受けたいと希望する人が納めます。 * 定額保険料+400円

## 納め方

納付書を利用して銀行、郵便局、コンビニなどの窓口で直接納められます。また、預金口座から引き落とす口座振替・クレジットカード納付は、納め忘れがなく便利です。

#### 必要なもの

- ☑ 預金通帳 ☑ 届出印 ☑ クレジットカード

## 免除・猶予申請・学生納付特例制度

第1号被保険者で、収入の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときは、免除・猶予申請を行うことができます。

また、学生の人は所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

免除等が承認された期間については、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

#### 必要なもの

##### 《失業の人》

- ☑ 雇用保険被保険者離職票  
☑ 雇用保険受給資格者証などの写し

##### 《学生の人》

- ☑ 学生証の写し ☑ 在学証明書  
☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの

## 産前産後期間の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、保険料納付済期間になります。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む)をいいます。

#### 必要なもの

##### 《出産前に届出》

- ☑ 母子健康手帳など出産予定日が分かるもの  
☑ 年金手帳など基礎年金番号(またはマイナンバー)の分かるもの

##### 《出産後に提出》

- ☑ 原則不要

##### 《死産などの場合》

- ☑ 死産証明書など死産の日などが分かるもの





# 健康・保健

## 子どもの健康づくり

問 健康課 TEL 36-1114

### 乳幼児健康診査

事業名称	場所	対象月齢等	内容等
乳児健診 (集団健診)	保健 センター	3～4か月 9～10か月	小児科医師診察 年10回
1歳6か月児健診 (集団健診)		1歳6か月～ 1歳10か月	小児科・歯科 医師診察 年6回
3歳児健診 (集団健診)		3歳～ 3歳4か月	小児科・歯科 医師診察 年6回
5歳児健診 (集団健診)		4歳6か月～ 5歳6か月	小児科医師診察 年4回
歯科健診 (個別健診)	—	9～12か月 2歳6か月～ 2歳8か月	歯科医師診察 (協力医療機関) 随時

集団健診の日程等については個別通知や広報でお知らせします。

### 乳幼児期・妊娠期の教室、相談日等

事業名称	回数	内容
母子健康手帳交付	保健 センター 交付日 年24回	母子健康手帳の交付と妊婦健康相談
わくわくサロン	年9回	対象は乳児とその保護者、妊娠中の方。 交流を通して、疑問や困りごとを仲間と一緒に考え、子育てのヒントを見つける教室。
ママカフェサロン	年12回	子育て世代包括支援センターを一日開放。妊婦、子育て中の方ならどなたでも利用できます。産後ケアリストが対応します。
パパママ 子育て教室	年3回	対象は妊娠・子育て中のご夫婦。沐浴などの育児手技の講習
離乳食と歯の教室	年6回	対象は乳児とその保護者。 発達段階に応じた離乳食の進め方や口や歯の手入れの方法などを学ぶ教室。

### 子どもの予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。

年齢	予防接種名
0歳	小児肺炎球菌初回3回、五種混合初回3回、BCG、B型肝炎3回、ロタ2回または3回
1歳	麻しん風しん混合1期、小児肺炎球菌追加、五種混合追加、水痘2回
3歳	日本脳炎1期初回2回
4歳	日本脳炎1期追加
6歳	麻しん風しん混合2期
9～10歳	日本脳炎2期
11～12歳	二種混合
12歳～	子宮頸がん2回または3回

出生届時に配布する「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、できるだけ標準的な接種期間内に受けましょう。

### 妊産婦健康診査費助成・新生児聴覚検査費助成・1か月児健康診査費助成

妊婦健康診査及び出産後に受ける産婦健康診査、新生児の聴覚検査、1か月児健康診査についてかかる費用の助成をしています。

### 不妊治療費助成・不育症治療費助成

不妊治療を受けられたご夫婦に対し治療に要する費用の一部を助成します。

また、不育症の治療を受けられたご夫婦に対し治療費の一部を助成します。

### 妊娠・出産・子育て支援事業

子育て世代包括支援センターを窓口を実施しています。

#### ◎産前・産後ヘルパー派遣事業

心身の体調不良等により家事・育児が難しいお母さんへの支援

#### ◎産後ケア事業(宿泊型)

産後に、家庭での育児や体調に不安があるお母さんへの医療機関を利用した宿泊型ケアサービス

#### ◎産後ケア事業(通所型)

日中の家庭での育児や体調に不安があるお母さんへの医療機関を利用した通所型ケアサービス

#### ◎産後ケア事業(訪問型)

母乳育児や子育ての不安など、在宅助産師が訪問し乳房マッサージをはじめとする母子へのケアを実施

## 成人の健康づくり

問 健康課 TEL 36-1114

### 健康診査

生活習慣病の予防と健康の保持増進を図るために実施しています。

健診(検診)項目	対象者
肺がん検診	20歳以上
胃がん検診	40歳以上
大腸がん検診	30歳以上
前立腺がん検診	50歳以上の男性
肝炎ウイルス検診	40歳以上で、過去に検査したことがない方
胃の健康度チェック	39歳以下
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(原則2年に1回)
乳がん検診(マンモグラフィー)	40歳以上の女性(原則2年に1回)
乳がん検診(乳腺エコー)	20歳以上の女性(原則2年に1回)
骨粗鬆症検診	20歳以上
歯周病検診	20歳以上
特定健診	40歳～74歳の方で、 ●香美町国民健康保険加入者 ●国保以外の医療保険者発行の「特定健康診査受診券」をお持ちの方 39歳以下の方、75歳以上の方

### 健康相談・健康教育

事業名	実施日	場所
こころの健康相談(精神科医師による)	年2回 広報・ホームページ等でお知らせします	保健センター(1回) 村岡老人福祉センター(1回)

事業名	実施日	場所
こころの健康相談(精神障害者相談員による)	年12回 広報・ホームページ等でお知らせします	保健センター(4回) 村岡老人福祉センター(4回) 小代いこいの里(4回)
特定保健指導	随時 対象者には個別通知します	保健センター、地区公民館、村岡老人福祉センターなど
各種健康教室	随時 対象者には個別通知します 広報・ホームページでもお知らせします	香住文化会館、保健センター、地区公民館、村岡老人福祉センターなど

### 予防接種

予防接種名	回数	年齢	接種費用
風しん	1回	妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族	助成額(5,000円)を超える分
高齢者肺炎球菌(定期)	1回	国が定める対象者	4,300円(生活保護世帯は無料)
高齢者インフルエンザ	毎年1回	65歳以上及び60歳以上65歳未満で心臓等に障がいがある人	1,500円(生活保護世帯は無料)
高齢者新型コロナウイルス	毎年1回	65歳以上及び60歳以上65歳未満で心臓等に障がいがある人	3,500円(生活保護世帯は無料)
高齢者带状疱疹(定期)	1回 または2回	国が定める対象者	半額(生活保護世帯は無料)

それぞれの事業の詳細については、健康課にお問い合わせください。

### がん患者アピアランスサポート事業

医療用ウィッグ(かつら)や乳房補正具等の購入費用を一部助成します(所得制限あり)

健康・保健

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

#### 文化・精神面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアがあります。例えば視覚に頼ったタッチパネル式のための操作盤、点字・手話通訳のない講演会などです。

#### 【具体例】

- ▶ 窓口の案内が音声のみで、聞こえない人や聞き取る力が弱い人がコミュニケーションをとれない。
- ▶ 情報が多い場所では、必要な情報を取捨選択できずにパニックになってしまうことがある。



出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの?こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>



香美町の市外局番は 0796

同一の市外局番ですが、豊岡市及び美方郡香美町香住区と美方郡(香美町香住区を除く)間は、市外局番からのダイヤルが必要になります。



# 福祉・介護

## 高齢者福祉

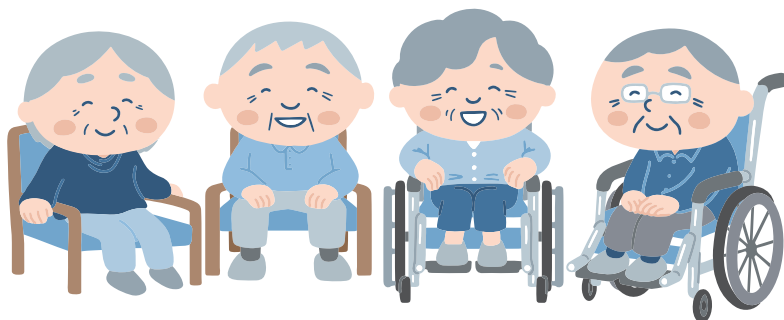
問 福祉課 TEL 36-1964

生活支援制度をご利用ください

### 生活支援制度

各種事業をご利用になる場合は、事前に申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください

事業名	対象者	内容	利用料など
外出支援サービス事業	おおむね65歳以上で一般の交通機関を利用することが困難であり、日常的に車いすやストレッチャーを使用している人	車いすまたはストレッチャー対応型の車で、高齢者などの自宅と医療機関などの間を送迎	●住民税非課税世帯 基本料金300円に、走行距離1km当たり40円を加算した額     ●住民税課税世帯 基本料金300円に、走行距離1km当たり70円を加算した額
介護タクシー利用給付事業	おおむね65歳以上で日常的に車いすやストレッチャーを使用しなければ移動が困難な人	病院の受診や、福祉施設への入退所で町指定の介護タクシーを利用した場合、料金の一部を助成(上限2万円)	●住民税非課税世帯 介護タクシー料金の15%が本人負担     ●住民税課税世帯 介護タクシー料金の25%が本人負担
緊急通報システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、身体障害者などで緊急時に対応が困難な人	自宅にボタンひとつで通報センターにつながる緊急通報装置を設置(貸与)	無料
配食サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、身体障害者などであって調理が困難な人	自宅へのお弁当の配達と安否確認を実施 配食日は次のとおり(年末年始などは除く) ●香住区 月～土曜日の夕食 ●村岡区・小代区 日～金曜日の夕食	●主食と副食 600円     ●副食のみ 500円      ※住民税所得割課税世帯の人は、1食あたり100円の追加
生きがい活動支援通所事業	おおむね65歳以上で、日常生活が自立している人	健康増進・介護予防のための趣味活動・介護予防事業を実施 場所は、香住高齢者ふれあい交流館、小代高齢者生活支援センター「いこいの里」など	1回あたりの参加費は次のとおり ●香住区 300円 ●村岡区 900円(昼食代含む) ●小代区 900円(昼食代含む)
人生いきいき住宅助成事業	介護保険認定で「要支援」、「要介護」と認定された人や身体障害者手帳所持者(下肢または体幹機能)など	住まいの改良相談員が緊急性などを判断し、一定の条件内で、既存住宅の改造工事に要する経費の一部について、補助金を交付 補助対象限度額は100万円で、介護保険の住宅改修費または障害者の日常生活用具給付事業の限度額20万円を含む	昭和56年5月以前に建築された住宅については、簡易耐震診断を受けていること 所得税の課税額が7万円以下であること



事業名	対象者	内容	利用料など
介護用品支給事業	介護保険認定で「要介護4または5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族(住民税非課税世帯)	年額10万円以内の介護用品(紙おむつなど)を支給(支給限度額は、申請月により異なる)	
在宅老人介護手当支給事業	介護保険認定で「要介護4または5」と認定された高齢者を在宅で介護している家族(介護サービス未利用月のみ・所得制限あり)	年額18万円の介護手当を支給(月額1万5千円)	
救急医療情報キット配付事業	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯、救急時の対応に不安がある人など	医療情報、緊急連絡先などを専用容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管することで、もしもの際の救命活動に役立てる	救急医療情報は随時更新が必要

## 養護老人ホーム

概ね65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において生活することが困難な方が入所(措置)できます。前年の所得に応じ本人及び扶養義務者の費用負担があります。

## 障害者福祉

問 福祉課 TEL 36-1964

### ◎ 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、肢体(上肢、下肢、体幹)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があるために、日常生活に制限を受けている人で、障害の程度が1級から6級の区分のいずれかに該当する人が対象です。

### ◎ 療育手帳

知的障害のある人(子)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の障害福祉サービス等を受けやすくするためのものです。本人又は保護者の申請に基づいて、兵庫県立知的障害者更生相談所(18歳未満は兵庫県豊岡こども家庭センター)が判定し、知的障害があると判定された場合に、兵庫県が交付します。発達障害と判定された場合にも同様に療育手帳が交付されます。

### ◎ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために日常生活や社会生活に制限がある人が対象です。

### ◎ 補装具給付

身体障害のある人・障害のある子を対象に身体上の障害を補うため、車いす等の補装具の交付・修理をします。所得に応じて自己負担があります。

### ◎ 日常生活用具の給付

身体障害のある人・知的障害のある人、障害のある子を対象に、日常生活の利便性を図るための用具を給付します。所得に応じて自己負担があります。

### ◎ 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童で、身体に障害等があり、手術などの治療により確実な治療効果が期待できる人に、指定医療機関において受けた医療費の一部を助成します(医療を受ける前に申請が必要です)。

### ◎ 自立支援医療(更生医療)

18歳以上で身体障害者手帳を所持する人が日常生活能力、社会生活能力、職業生活能力を回復または向上、もしくは獲得させることを目的とした医療を指定医療機関で受けられます(医療を受ける前に申請が必要です)。なお、所得に応じて自己負担があります。

### ◎ 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患で通院されている人が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が軽減される制度です(医療を受ける前に申請が必要です)。なお、所得に応じて自己負担があります。

### ◎ 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある子を養育する父母又はその他の養育者に支給されます。(所得制限あり)

### ◎ 重度心身障害者(児)介護手当

65歳未満の重度の障害のある人(身体障害者手帳1、2級保持者又は重度の知的障害のある人(子))の介護者に手当を支給します。(所得制限あり)

### ◎ 特別障害者手当

心身に重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅で生活されている障害のある方に支給されます。(所得制限あり)

→次ページに続く



## ◎ 障害児福祉手当

心身に重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の在宅で生活されている障害のある子に支給されます。(所得制限あり)

## ◎ 自動車取得税・自動車税、軽自動車税

障害のある方または同一生計の家族が所有し、障害のある方の外出に使用する自動車は、障害の種別や等級によって減免されます。

## ◎ NHK放送受信料免除

障害者手帳所持者を世帯構成員に含み、その世帯全員が市町村民税非課税もしくは、視覚・聴覚に障害がある人又は重度の障害のある人(身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)が世帯主の場合、受信料が全額または半額免除されます。

## ◎ 交通機関の運賃

有料道路通行料は、身体障害者手帳、療育手帳Aをお持ちの方で、一定の条件を満たす場合に福祉課で手続きをすることにより割引されます。

鉄道・航空・バス・タクシー運賃については、障害の内容により割引されることがあります。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

# 介護保険

問 福祉課介護保険係 TEL 36-4345

## 被保険者と保険料の納付方法

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護を必要とする状態になったときでも安心して自立した生活が送れるよう、介護を必要とする人とその家族の負担を社会全体で支えるための制度です。

	第1号被保険者 65歳以上	第2号被保険者 40歳～64歳
介護保険被保険者証	65歳を迎えた時点で介護保険被保険者証を交付します。	要支援・要介護と認定された人などに交付します。
介護保険料の考え方	本人及び同一世帯の人の所得や町県民税の課税状況に応じて決まっています。	加入している医療保険によって、保険料の決まり方や納め方が異なります。
介護保険料の納め方	原則年金から天引き(特別徴収)されますが、年金額が年額18万円未満の人や、65歳を迎えたばかりの人などは、納付書や口座振替で納めていただきます。	加入している医療保険分の保険料と合わせて納めていただきます。
介護サービスが利用できる方	寝たきりや認知症のため、入浴・排せつ・食事等の日常動作において常に介護が必要な人や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な人	初老期における認知症、脳血管疾患など16種類の特定疾病によって要支援・要介護状態となった人

### 「バリアフリー」ってなに？

### 身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。

#### 意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など障害のある人を受け入れないバリアがあります。例えば理解せずにかわいそうな存在だと決めつける、障害のある人に対して高圧的な態度をすることです。

#### 【具体例】

- ▶ 盲導犬を連れているため、店舗への入店を断られたことがある。
- ▶ 呼吸器系の障害のある人が携帯するボンベに対して、周囲の人が「邪魔だ」と言う。



## 介護サービスを利用するための手続き

介護サービスを利用するためには、次のような手続きが必要となります。

申請手順	内容
①相談	介護保険サービスが必要になったと感じたら、まずは福祉課介護保険係または地域包括支援センターにご相談ください。
②要介護・要支援認定の申請	介護保険被保険者証(第2号被保険者の人は健康保険被保険者証)をお持ちのうえ、福祉課で認定申請の手続きを行ってください。
③認定調査の実施	町の認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために本人と家族などから聞き取り調査などを行います。
④主治医意見書	申請受付後、町から主治医に意見書の作成を依頼します。作成にあたり、受診が必要となる場合がありますので、医療機関にご確認ください。
⑤介護認定審査会	認定調査の結果や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要性の有無及び度合いを判断し、介護度が決まります。
⑥認定結果の通知	介護認定審査会で決まった要介護度を通知します。 要介護度によって利用できる介護サービスや月々の利用限度額が異なります。
⑦介護サービス利用計画の作成	要介護認定を受けた人は本人や家族の状況に応じた介護サービスの利用計画(ケアプラン)を介護支援専門員(ケアマネジャー)に作成してもらいます。
⑧サービスの利用	利用される介護サービスの事業者と契約し、ケアプランに基づいた介護サービスが利用できます。利用したサービスの1割から3割を負担していただきます。

## 地域包括支援センター

**問 地域包括支援センター TEL 36-4004**

地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者等の在宅での生活を支えるため、総合的な支援を行います。

### ◎ 介護予防・日常生活支援サービスの提供

要支援認定を受けた方・基本チェックリストで事業対象と認められた方へ、ケアプランに基づく訪問型・通所型サービスを提供します。

### ◎ 高齢者の相談窓口

高齢者等に関するさまざまな相談を受け、必要な支援につなげます。

### ◎ 要介護(要支援)認定申請の代行

介護が必要な方の要介護(要支援)認定の申請代行を行います。

### ◎ ケアプランの作成とサービス調整(介護予防ケアマネジメント)

「要支援1・2」の方や介護が必要となる恐れのある方を対象に、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

### ◎ 高齢者の権利を守る(権利擁護支援)

高齢者虐待への対応・成年後見制度の活用を支援することなどにより、高齢者の権利を守ります。

### ◎ ケアマネジャーや関係機関との連携(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

高齢者等の心身の状態やその変化に合わせて必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの支援や医療機関など関係機関との調整を行います。

### ◎ 在宅医療 介護連携

高齢者が安心して自分らしい在宅生活ができるように、医療や介護と連携をはかり、地域課題解決に取り組めます。



# 子育て・教育

## 幼稚園・保育所(園)・認定こども園

問 こども教育課 TEL 94-0101

### 幼稚園とは

幼児の主体的な活動を促し、遊びを通しての総合的な指導により心身の発達を助長することを目的として小学校への円滑な就学に向け幼児教育を提供する施設です。小学校と同じ入園区域を定めていますので、住所地によって入園できる幼稚園が決まっています。

### 保育所(園)とは

保育所(園)は、日々保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設で、ご家庭で保育することが困難と認められる場合に入所することができます。

### 認定こども園とは

幼稚園と保育所(園)の機能と特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

### 幼稚園一覧

公私	施設名	定員	所在地	電話番号	入園区域	入園対象年齢
公	柴山幼稚園	30	香住区上計34	37-0554	柴山小学校区	5歳児
公	香住幼稚園	90	香住区香住1595-9	36-0416	香住小学校区	5歳児
公	長井幼稚園	60	香住区大野83-1	36-3232	長井小学校区	5歳児、4歳児
公	余部幼稚園	60	香住区余部1697	—	余部小学校区	5歳児、4歳児
公	村岡幼稚園	60	村岡区村岡2940	94-0241	村岡小学校区	5歳児
公	うづか幼稚園	60	村岡区福岡324	96-0968	兎塚小学校区	5歳児
公	射添幼稚園	60	村岡区川会38	95-0648	射添小学校区	5歳児

※令和7年度、余部幼稚園は休園します。

※香住幼稚園では、教育時間終了後に「預かり保育」を実施しています。

その他の幼稚園の園児は、希望により、放課後児童クラブでお預りします。

### 保育所(園)・認定こども園一覧

公私	施設名	定員	所在地	電話番号	入園対象年齢※
公	柴山保育所	45	香住区上計2-4	37-0352	生後12か月～4歳児
私	みなと保育園	80	香住区一日市156-1	36-1053	生後4か月～4歳児
私	青葉保育園	80	香住区下浜595	36-3135	生後6か月～4歳児
私	宝樹保育園	50	村岡区村岡3030-1	80-9013	生後8か月～4歳児
公	小代認定こども園	50	小代区実山68	97-2039	1歳～5歳児

※0歳児のお子さんの入園の可否については事前に各施設にご相談ください。

### 幼稚園、保育所(園)、認定こども園の利用申し込みについて

次年度の申し込みは、11月下旬から一斉募集を行います。募集時期が近づきましたら町広報紙と町ホームページで募集期間をお知らせします。

一斉募集期間終了後も随時申し込みは可能ですが、決定が遅れたり、ご希望の園へ入所できない場合があります。

## 教育・保育の必要性の認定について

### ①支給認定区分

幼稚園、保育所(園)、認定こども園の利用を申し込む際、まず、教育・保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定区分により利用できる施設が異なります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上のお子さんで教育を希望する人	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上のお子さんで保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合	保育所(園) 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満のお子さんで保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合	保育所(園) 認定こども園

### ②保育を必要とする事由及び保育の必要量

保育認定(2号認定及び3号認定)を受けるには、同居の家族(大人)全員が次のいずれかに該当することが必要です。また、保育を必要とする事由の状況により保育の必要量を「保育標準時間」(最大11時間)と「保育短時間」(8:00~16:00までの最大8時間)に区分します。

保育を必要とする事由	事由の基準
就労	月48時間以上、日常の家事以外で労働することを常態としていること
妊娠・出産	妊娠中または、産後8週間までであること
育児休業	育児休業中の兄姉の継続利用が必要である場合(育児休業開始日から1年を限度)
疾病・負傷・心身障害等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること
介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護または看護していること
災害復旧	自宅及びその地域の災害の復旧にあたってのこと
求職活動・起業準備	就労のための継続的な活動や起業のための準備を行っていること(期間は3か月、継続可)
就学	就学していること(職業訓練校等における職業訓練を含む)
虐待・DVのおそれ	保護者からの相談により教育委員会が協議の上認めた場合
その他	教育委員会が認めた場合(高齢など)

## 子育て・子育て支援センター

問 こども教育課 TEL 94-0101

「育児やしつけ、健康のこと」、「子どもの遊び相手がいない」、「同年代の子どもをもつ知り合いがいない」など、子育てについて一人で悩んでいませんか。

子育て・子育て支援センターは、そんなお母さんやお父さんたちと一緒に子育てについて考え、交流するための施設です。

地域で安心して子育てができるよう、子育て関連事業の開催、子育て相談や情報提供、子育てサークルの育成・支援などを行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

施設名・所在地	電話番号	開館時間
香住子育て・子育て支援センター 香住区森31-1 (香住地域福祉センター内)	39-1507	
高井子育て・子育て支援センター 村岡区耀山7-2	94-0402	月～金曜日 9時～16時 (祝日、年末年始は休館)
小代子育て・子育て支援センター 小代区忠宮287 (小代高齢者生活支援センター「いこいの里」内)	97-3377	

## 放課後児童クラブ

問 こども教育課 TEL 94-0101

保護者が就労等により、昼間自宅にいない家庭の小中学生等を対象に、放課後と学校休業日に子どもたちが安心して充実した生活を送れるよう児童をお預かりします。詳しくはこども教育課にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
スマイルおくさづ	香住区下岡507 (奥佐津地区公民館内)	38-0750
スマイルさづ	香住区訓谷340 (旧佐津幼稚園内)	39-4311
スマイルしばやま	香住区上計1157-3 (柴山地区公民館内)	37-0824
スマイルかすみ	香住区香住1595-9 (香住小学校隣接)	36-5466
スマイルながい	香住区大野87(長井地区公民館内)	36-3011
スマイルあまるべ	香住区余部1568-3 (余部地区公民館内)	34-0556
ふれあいむらおか	村岡区村岡2937(村岡小学校内)	94-0022
ふれあいうづか	村岡区福岡324(兎塚小学校内)	96-0707
ふれあいいそう	村岡区川会38(射添小学校内)	95-0660
かがやきおじろ	小代区実山100 (小代地区公民館内)	97-3967

※令和7年度、「スマイルおくさづ」と「スマイルあまるべ」は休所します。



## 小学校・中学校

問 こども教育課 TEL 94-0101

### 入学について

入学する年の1月末までに就学通知書を送付します。就学通知書に指定してある学校に入学してください。なお、教育上配慮すべき特別な事情がある場合には、指定期間内に入学校の変更を申請することができますので、通学指定校またはこども教育課へご連絡ください。入学説明会は、入学予定の各学校で実施します。

### 就学時健康診断

小学校へ入学する前年の11月末までに健康診断を行います。実施日及び実施場所は8月下旬から9月初旬に保護者あてに通知します。

### 転校について

#### ◎ 町内での転居、町外からの転入の場合

- 1 町民課で転居、転入の手続きをしてください。
- 2 ①の手続きに伴い、教育委員会が学校を指定します。在籍していた学校から受け取った在学証明書などの関係書類を指定された転校先の学校へ提出してください。

#### ◎ 町外へ転出する場合

- 1 在籍している学校から転校に必要な書類を受け取ってください。
- 2 町民課で転出の手続きをした後、転出先の市町村で転校手続きをしてください。

### 香美町立小学校・中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
柴山小学校	香住区上計34	37-0351
香住小学校	香住区香住1595-9	36-0002
長井小学校	香住区大野83-1	36-3005
余部小学校	香住区余部1697	34-0005
村岡小学校	村岡区村岡2940	94-0011
兎塚小学校	村岡区福岡324	96-0969
射添小学校	村岡区川会38	95-0004
小代小学校	小代区実山100	97-2004
香住第一中学校	香住区香住919-2	36-1086
村岡中学校	村岡区村岡3077	94-0041
小代中学校	小代区実山30	97-2040

## 教育に関する相談窓口

問 こども教育課 TEL 94-0101

### 香美町教育相談センター

#### ◎ 連絡先 TEL 36-3850

学校や友達、学習のことなどでお悩みの児童生徒及び保護者の皆さんの相談に応じます。来室される時は電話でお知らせください。

#### ◎ 適応教室(ふれあいルーム)

学校に行きたくても行けない児童生徒の皆さんに心の居場所を提供します。

◎ 日時 月～金曜日 9時～15時

◎ 場所 香住文化会館1階(香住区香住100-2)

◎ 出張相談 村岡区中央公民館(村岡区村岡396)で毎週水曜日9時～12時

## 手当

問 福祉課 TEL 36-1964

### 児童手当

高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童の養育者に支給される手当です

● 3歳未満: 15,000円/月

● 3歳以上～高校生年代: 10,000円/月

● 第3子以降: 30,000円/月

### 児童扶養手当

ひとり親家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、または20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している人に支給される手当です。(所得制限あり)

### 特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給される手当です。(所得制限あり)



# 生活・環境

## ごみの分け方・出し方

問 町民課環境衛生係 TEL 36-1110 村岡地域局地域生活係 TEL 94-0321 小代地域局地域生活係 TEL 97-3111

混ぜればごみ ①きちんと分別して ②決められた日時に  
分ければ資源！ ③決められた場所へ ④決められたルールで出しましょう

収集日当日の  
朝8時まで！

分別区分	指定袋等 【価格は1枚あたり】	収集 回数	ごみの種類	ごみを出す時のお願い
1 燃やすごみ	燃やすごみ袋 大 50円 中 35円 小 25円	2回／週	台所ごみ      - 生ごみ    - 残飯    - 貝殻    - 卵のから    - 食用油    - まな板       紙くず      - 紙おむつ    - ティッシュ    - たばこの吸殻       革製品 ゴム類      - かばん    - ゴム手袋    - ランドセル    - 革靴       布類 履物類      - 衣服    - 座布団    - 長靴    - スリッパ       その他      - 木くず    - 草    - 乾燥剤    - 保冷剤    - 使い捨てカイロ       マークのついていないプラスチック類      - CD    - タッパー    - プランター    - スポンジ    - バケツ    - 歯ブラシ       リサイクルできないプラスチック類・紙類      - 汚れの取れないプラ、紙類 (例) ハミガキチューブ、粉洗剤の箱 など    - 感熱紙、写真	- 袋に入らないものは、粗大ごみ用シールを貼って「粗大ごみ」へ。    - 生ごみは十分に水切りをしてください。水切りをして生ごみの重量を減らせば、ごみ出しも楽々です！    - 食用油は紙や布にしみ込ませるか、凝固剤で固めてから出してください。    - 竹串など先のとがったものは、折って紙などに包んでください。    - 袋の口はしっかりと結んで、片手で持てる程度の重さにしましょう。    - 焼却灰や使用済み花火などは、湿らせてから新聞紙等に包んでください。
2 ペットボトル		1回／月	ペットボトル      - 飲料水用(水、お茶、ジュースなどの容器)    - 酒類用(焼酎などの容器)    - 調味料用(しょうゆ、みりん、つゆなどの容器)       キャップ・ラベルははずす 軽く水洗い、つぶさない！	- キャップとラベルははずし、水で中をすすぎ、水切りをしたあと、ボトルだけをつぶさずに出してください。はずしたラベルとキャップは「プラスチック製容器包装」へ。     ※キャップはエコキャップ回収BOXをご利用ください！
3 プラスチック製容器包装	資源ごみ袋	1回／1週	袋類      - お菓子の袋    - レジ袋    - パンや冷凍食品の袋       トレイ類      - 食品トレイ    - 発泡スチロール容器    - コンビニ等の弁当容器       カップ・パック類      - カップ麺容器    - 卵パック    - プリンやゼリーの容器       ボトル類      - 洗剤容器    - シャンプー容器    - 調味料容器       その他      - 緩衝材    - 薬の個別包装ケース    - ペットボトルのラベル等	- 中身を使いいきり、水洗いをして、汚れを落としてから出してください。    - 水洗いをして、汚れが取れない場合は「燃やすごみ」へ。    - 材質がプラスチックでも、マークの付いていないものは「燃やすごみ」へ。     ※レジ袋等はマークが無くてもOKです！
4 カン・ビン	大 15円 中 10円	1回／2週	カン類(1辺が20cmを超えるカンを除く)      - ジュース、ビールの缶    - 缶詰、菓子カン    - スプレー缶、カセットコンロのガスボンベ       ビン類      - ジュースのビン、ウイスキーのビン    - ジャムのビン、調味料のビン、化粧品のビン       繰り返し使えるビールビンや一升瓶は、できるだけ販売店等に引取ってもらいましょう。   中身を空にして、水で中をすすぎ、水切りしてから、つぶさずに！！	- スプレー缶やカセットボンベは、危険防止のため必ず中身を使い切り、火気のない風通しの良い安全な場所で大きな穴を開けてから出してください。     1辺が20cmを超えるカン、切り離れた缶詰の缶のフタ、ビールビンやボトルタイプ缶の金属製のフタは「燃やさないごみ」へ。

分別区分	指定袋等 【価格は1枚あたり】	収集 回数	ごみの種類	ごみを出す時のお願い
5 紙製容器包装	資源 ごみ袋 大 15円 中 10円	1回 ／ 月	紙箱類 ●菓子箱 ●菓の箱 ●ティッシュの箱 ●洗剤の箱 紙袋・包装紙類 ●紙袋 ●デパートの包装紙 その他 ●紙コップ ●カップ麺容器、ふた ●ヨーグルトの容器、ふた	●中身を空にして、軽く水洗いし、汚れを落としてください。 ●水洗いをして汚れが取れない場合は「燃やすごみ」へ。 ●資源ごみ袋に入れて、「紙製容器包装」の日に、ごみステーションに出してください。 ※以前に無料で配布した紙製容器包装袋では出せません。
6 燃やさないごみ	燃やさないごみ袋	1回 ／ 月	金属類 ●鍋 ●やかん ●フライパン ●くぎ ●ねじ 小型家電 ●カメラ ●電気ポット ●炊飯器 ●ドライヤー ●ラジオ ガラス類 ●ガラス食器類 ●めがね ●サングラス ●鏡 ●水槽 ●板ガラス 陶磁器類 ●茶碗 ●植木鉢 ●花瓶 ●磁石 ●つぼ ●土鍋 ●せともの その他 ●白熱電球、LED電球 ●ライター ●傘 ●金属製のフタ	●袋に入らないものは、粗大ごみ用シールを貼って「粗大ごみ」へ。 ●ライターは、必ず中身を使い切ってから出してください。 【刃物・工具類の出し方】 新聞紙等に包んで中身を表記し、燃やさないごみ袋とは別の中身の見える任意の袋に入れて、名前を書いて出してください。
7 粗大ごみ	粗大ごみ用シール 100円	1回 ／ 月	家具類 ●机 ●こたつ ●ロッカー ●たんす ●いす ●本棚 ●ガラス戸 寝具類 ●ベッド ●ソファ ●ふとん ●毛布 ●カーペット ●マットレス 家電類 ●電子レンジ ●掃除機 ●扇風機 ●ホットプレート スポーツ用具 ●スキー板 ●スノーボード ●ゴルフバッグ ●一輪車 その他 ●自転車 ●石油ストーブ ●マッサージ機	●袋に入らないものは、粗大ごみ用シールを貼って出してください。 ●町が収集できる粗大ごみの大きさは【90cm×180cm×50cm】以下と規定します。規定以上のものは、細かくするか、施設に直接搬入願います。 ●石油ストーブなどは、必ず油を抜いて、空にしてから出してください。
8 蛍光管		1回 ／ 月	○蛍光管 ○電球型蛍光管	●割れないように出してください。割れた蛍光管は新聞紙等に包んでください。 ●白熱電球やLED電球は「燃やさないごみ」へ。
9 乾電池類	中身の見える任意の袋	1回 ／ 月	○乾電池 ○水銀入り温度計 ○水銀入り体温計 ○充電電池の外せない小型家電	●電子体温計やデジタル温度計は「燃やさないごみ」へ。 ●電器店などの廃乾電池回収BOXを利用しましょう。
古紙類	紙パック ●牛乳パック ●酒パック 新聞 ●新聞 ●折込みチラシ 雑誌 ●雑誌 ●カタログ ●書籍 ダンボール ●ダンボール その他雑紙 ●コピー用紙 ●封筒 ●ラップの芯			

☆必ず品目ごとにひもで束ねてください。

☆各地区でPTAなどが自主的に行う集団回収を積極的にご活用ください。

処理 できない もの	家電リサイクル・PCリサイクル製品	爆発物・危険物	処理困難物・産業廃棄物
	●冷蔵庫、冷凍庫 ●テレビ ●洗濯機、衣類乾燥機 ●エアコン ●エアコン ●パソコン	●農薬 ●火薬類 ●ガスボンベ ●石油類 ●シンナー ●塗料 ●感染性医療廃棄物	●事業系廃プラスチック ●事業用ロープ ●ピアノ ●コンクリート ●あぜシート ●タイヤ ●消火器 ●土砂 ●魚網 ●オートバイ ●がれき ●瓦

「指定袋・シールには、名前をフルネームで書いてください。」

「ごみを直接施設に持ち込みする場合も分別をお願いします。」

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

## クリーンパーク北但

問 町民課 TEL 36-1110

住 所 豊岡市竹野町坊岡943番地

電 話 0796-21-9110

受付時間 月～土 8時30分～16時30分  
※祝日・年末年始は受け入れできません。

料 金

10kgごとに100円(退場時、計量窓口で現金をお支払ください)

- 持ち込み時、袋に入れる必要はありませんが、ごみを種別ごとに分けておくと降ろす作業がスムーズにできます。(燃やすごみとその他のごみで降ろす建物が異なります)

## 犬・猫・その他動物

問 兵庫県動物愛護センター 但馬支所  
養父市堀畑587 TEL 079-666-8071

- 生後91日以上の子犬を飼う際には、畜犬登録をしなければなりません(手数料1頭3,000円)。登録内容に変更(死亡・転入・転出)がある場合は町民課まで届け出てください。
- 狂犬病予防法により生後91日以上の子犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。集合注射は毎年5月頃に実施しています。また、近くの動物病院でも接種できます。  
※集合注射の日程は郵便にて文書で通知及び広報でお知らせします。
- ※愛犬の安全面・衛生面を考慮し、できるだけ、かかりつけの動物病院での接種を推奨しています。
- 犬を散歩させるときは、手綱をしっかりと持ち、ふんはきちんと後始末をしましょう。  
また、放し飼いは非常に危険ですので、いつも繋いで飼いましょう。

- 犬や猫などのペットが亡くなったときは、最寄りの動物霊苑で火葬することができます。

◎参考 養父市静霊苑:養父市八鹿町朝倉100  
TEL 079-662-3163  
(養父市市民課)

- 犬や猫、その他の動物について、やむを得ず飼えなくなった場合など、お困りのことがあれば、左記センターまでご相談ください。

## し尿(汲み取り)・浄化槽

問 上下水道課 矢田川クリーンセンター係 TEL 36-0649

### し尿

し尿の収集は矢田川クリーンセンターが行っています。収集の申し込みは上下水道課矢田川クリーンセンター係(Tel 36-0649)へ連絡してください。

汲み取り手数料は次の通りです。

◎基本料 1回につき 330円

※収集車に常備しているホース以外を接続したときは、その数に応じて基本料を加算します。

◎従量料 100ℓにつき 1,430円

※1回の収集量が200ℓに満たないときは200ℓとします。

### 浄化槽

浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き、調整、機器類の洗浄・清掃)は町の許可業者へ依頼して下さい。また、設置者は、年1回以上の清掃と、年3～4回の保守点検が義務付けられています。また、年1回指定検査機関の法定点検を受けなければなりません。

◎許可業者

- (有)北近畿環境開発 TEL 0796-36-1217
- (有)清美社 TEL 0796-92-0358
- (有)浜上商会 TEL 0796-47-0275



## 水道

## ◎ 水道工事に関するお問い合わせ

家庭の水道工事をする場合は、香美町指定給水装置工事事業者(町ホームページの一覧表参照)にお申込みください。

また、工事の契約をするときは、あらかじめ見積書を作成してもらい、工事金額、期間、支払方法などをはっきりとさせておきましょう。

新たに敷地に給水管の引き込みをするときは、分担金、設計審査手数料、完了検査手数料、占用申請手数料などが必要になります。

## ◎ 水道の各種届出

- ① 水道を使用開始するとき
- ② 引っ越しをするとき
- ③ 水道を長期間使わないとき
- ④ 使用者・所有者の名義が変わるとき
- ⑤ 水道の改造をするとき
- ⑥ 建物の解体などに水道を使用するとき

## ◎ 水道料金のお知らせとお願い

2か月に1回、検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて水道料金・下水道使用料を計算し、「ご使用水量等のお知らせ」を置いていきますので、ご確認ください。

なお、メーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりするのは、控えていただくようお願いします。

## ◎ 水道料金表(1か月分)

## 基本料金(1か月につき)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
基本料金	825円	1,298円	1,606円	2,310円	2,970円	4,939円	5,797円	12,012円

## 従量料金(1㎡につき)

使用水量	1㎡~10㎡	11㎡~30㎡	31㎡~100㎡	101㎡~
従量料金	78.1円	132円	162.8円	182.6円

※水道料金は、基本料金に使用水量に応じた従量料金を加算した額となります。

## ◎ 料金のお支払い

お支払いは口座振替をご利用ください。納入通知書でのお支払いは、役場会計課、上下水道課、各地域局、香美町内の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアおよびスマートフォンの決済アプリでご利用いただけます。詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。



## 水漏れの調べ方

いつもどおりの生活なのに、急に使用水量や料金が増えた時は給水装置からの漏水が考えられます。漏水の有無は次の手順でメーターを点検することにより確認できます。

### 全ての蛇口を閉める

全自動洗濯機などの機器類を確認

### トイレに水が流れていないか確認する

便器の中も確認

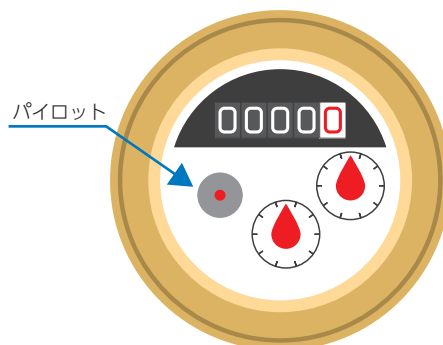
### 水道メーターのパイロットが止まっているか確認する

止まっている

回っている

漏水はありません。

漏水しているかもしれないので、  
香美町指定給水装置工事業者に連絡。



◎水道水が変だな？と感じたら飲むことを控え、上下水道課に連絡してください。

## 下水道

### ◎下水道工事に関するお問い合わせ

家庭の下水道工事をする場合は、香美町下水道排水設備指定工事店(町ホームページの一覧表参照)にお申込みください。

また、工事の契約をするときは、あらかじめ見積書を作成してもらい、工事金額、期間、支払方法などをはっきりとさせておきましょう。

新たに下水道に加入されるときは、加入分(負)担金、設計審査手数料、竣工検査手数料、占用申請手数料等が必要になります。

#### ◎下水道の各種届出

- ①新たに下水道に接続するとき
- ②下水道を使用開始するとき
- ③下水道の改造をするとき
- ④引っ越しをするとき
- ⑤使用者・所有者の名義が変わるとき

#### ◎下水道使用料金表(1か月分)

##### 定額料金(1か月につき)

排除汚水量	0㎡～10㎡
下水道料金	1,980.0円

##### 従量料金(1㎡につき)

排除汚水量	11㎡～200㎡	201㎡～500㎡	501㎡～
下水道料金	260.7円	277.2円	286.0円

※下水道使用料金は、定額料金に使用水量に応じた従量料金を加算した額となります。

### ◎料金のお支払い

お支払いは口座振替をご利用ください。納入通知書でのお支払いは、役場会計課、上下水道課、各地域局、香美町内の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアおよびスマートフォンの決済アプリでご利用いただけます。詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。

#### 下水道への接続

公共下水道を利用できる地域では、下水道法により遅滞なく下水道へ接続しなければならないこととなっています。

また、汲み取り便所をご使用の場合は、供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

浄化槽を使用されている場合も浄化槽を廃止して早期に下水道へ接続してください。

※なお、宅地内の排水設備工事にかかる費用は個人負担となります。

## ◎ 下水道の正しい使い方

### 宅地内の排水設備の管理はみなさんの手で…

町が設置した公共マスから内側(宅地内)の排水管やマス類を、排水設備と呼びます。

公共マスと下流側(道路側の本管、マンホール等)は、町が管理を行う公共施設です。

快適な暮らしをするために、せっかく水洗化の工事をして、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めることにもなります。

簡単な修理でも思わぬ費用がかかることがあります。日常的な点検や簡単な清掃を行う事により費用が節約できますので、管理には以下のことに注意し、大切に使いましょう。

#### ◎ 生ゴミを捨てない!!

生ゴミを流すと污水管が詰まる原因となります。

生ゴミは必ず水を切ってゴミ箱に捨てましょう。

#### ◎ 油を流さない!!

石けんと水と油が化合すると凝固して下水道管を詰まらせます。

鍋等についた油は紙や布で拭き取ってからゴミとして捨てましょう。

#### ◎ 危険物を流さない!!

石油・ガソリン・シンナー・アルコール・廃油などの危険物は下水道に流さないでください。

揮発性の高い危険物は、下水道管を溶かしたり、大爆発を起こす原因になります。

#### ◎ 髪の毛を流さない!!

髪の毛は排水口にたまりやすく、污水管の詰まりの原因になったりしますので、必ず取り除くことを習慣にしましょう。

#### ◎ トイレにトイレットペーパー以外のものを流さない!!

水洗トイレでは、トイレットペーパー以外のウェットティッシュ、ティッシュペーパー、生理用品、タオルなどの水に溶けないものは、詰まりの原因となりますので流さないでください。

#### ◎ ディスポーザーは使わないで!!

野菜クズや残飯などの生ゴミを粉砕して処理するディスポーザーの使用は、禁止しています。

悪臭や管の詰まりなどの故障のもとになります。

#### ◎ 分離マスの掃除を!!

台所の流し先で、ゴミや油が取れるように分離マスの清掃を適宜行ってください。おこたると污水管が詰まってきます。

## 消費生活相談

問 消費生活センター(町民課内) TEL 36-1941

悪質商法による被害や製品事故の苦情など、消費生活に関する相談を受け付けています。香美町消費生活センターでは、相談員が問題の解決に向けて消費者への助言と消費者と事業者の間に入り交渉などを行っています。より専門的な相談窓口が必要な場合は専門窓口の案内もしています。もちろん相談は無料で秘密は厳守します。

「こんな場合はどうすれば?」「困った!」など、どんなささいな事でも気軽に相談してください。

### こんなことはありませんか?

- 実家に帰ったら、独居の母宛に飲みきれないほどの健康食品があった
- 健康食品をお試し価格で注文したら、5回継続しなければならぬ定期購入契約だった
- 身に覚えのない請求書が届いた(携帯電話に請求のメールが届いた)
- 孫にスマホで遊ばせていたら、高額な請求が届いた
- インターネットのアダルトサイトの無料サンプル動画をクリックしただけで請求画面が表示された
- クレジットやサラ金で借金をしたが、収入が減って返済できない

### ひとりで悩まず相談を

どんなトラブルでも、一人で抱え込まずに家族や信用できる誰かに相談しましょう。

誰もだまされようとしてだまされるのではありません。だます業者が消費者より情報の質や量、交渉力がうわてなだけです。あきらめる前に香美町消費生活センターに早めに相談してください。

### 相談員が地域に出向いて講話します

香美町内の消費者を対象に、被害の未然防止や救済のために出前講座を実施しています。

消費者トラブルの知識を深めていただき、防止策や適切な対処法などを相談員がわかりやすく説明します。申し込みは役場総務課(TEL 36-1111)までお問い合わせください。

## 相談窓口

但馬では、三市二町と県立の消費生活センターの相談員が連携し相談を受付しています。悪質業者の手口などの最新情報を共有し、より迅速に対応するように取り組んでいます。

窓口名称	電話番号	受付時間	相談場所
香美町消費生活センター	0796-36-1941	8:30~17:15	香美町役場町民課内
県立但馬消費生活センター	0796-23-0999	9:00~16:30	但馬県民局総合庁舎内
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999	9:00~16:30	但馬県民局総合庁舎内

*月~金曜日(祝日・休日・年末年始は除く)

# 住まい

問 企画課 TEL 36-1962

※この情報は「令和7年4月現在」の情報ですので、詳細は担当課にお問い合わせください。

## 1 空き家バンク

「空き家バンク」とは、市内の空き家等の物件情報をウェブサイトで公開し、香美町への移住を希望されている方などへ物件情報や地域の情報等を提供し、物件所有者と購入等を希望される利用希望者の橋渡しをする仕組みです。

### ◎ 空き家バンクを利用するには？

#### ◎ 空き家を売買、賃貸したいと考えられている方

空き家バンク登録申込書と空き家バンク登録カード等の提出が必要です。

#### ◎ 空き家、借家を探している方

ホームページ(<https://kamicho-ijyu.com/>)に掲載されている情報を閲覧することが可能です。

気に入った物件の売買、賃貸交渉などを行いたい方は、空き家バンク利用登録申込書と空き家バンク利用者カード、誓約書、本人確認のできる書類の写しを提出して、空き家バンク利用登録者となっていただきます。

## 2 空き家利活用促進支援補助金

空き家の利活用を促進するため、空き家バンクに登録された空き家の家財道具の搬出・処分に要する費用や、移住を検討されている方が空き家バンク登録物件等をお試し住宅として利用する際に必要となる家賃に対する補助を行っています。

### ◎ 空き家の家財道具等処分代を補助します。

#### ◎ 対象となる物件

香美町空き家バンクに登録されている空き家

#### ◎ 対象となる方

売買契約又は賃貸借契約が成立した空き家の所有者又はその利用者

#### ◎ 対象となる経費

① 対象となる物件に現存する家財道具等の搬出及び処分に要する経費

② 対象となる物件の屋内及び屋外の清掃に要する経費

#### ◎ 補助金の額

対象となる経費の50%以内(上限:20万円)

### ◎ お試し住宅家賃代を補助します。

#### ◎ 対象となる物件

香美町空き家バンクに登録されている空き家

#### ◎ 対象となる方

町が指定するお試し住宅を利用する方

#### ◎ 対象となる経費

お試し住宅を利用する際に必要となる家賃相当額

### ◎ 補助金の額

対象となる経費の50%以内(上限:2.5万円/月)  
※利用開始から12か月を限度とします。

### ◎ 空き家改修費を補助します。

町内施工業者による20万円以上の空き家改修工事を行う方に町内で利用できる商品券を交付します。DIYによる改修工事も対象となります。

#### ◎ 対象となる方

① 町の徴収金に滞納のない方

② 町から今回の空き家改修に対して、他の補助金等の交付を受けていない方

#### ◎ 商品券の交付額

① 空き家バンクで取引された空き家  
工事費の50%以内(上限100万円分)

② 空き家バンク登録を希望する空き家  
工事費の40%以内(上限80万円分)

③ 空き家バンク以外で取引された空き家  
工事費の30%以内(上限60万円分)

## 3 住宅取得奨励金

建築または購入により住宅を取得した方に対して、町内で利用できる商品券を交付します。また移住者は交付金が加算されます。

#### ◎ 対象となる方

① 町内に住所がある方

② 取得した住宅が共有名義の場合、共有者がすべて対象要件に該当する方

③ 町の徴収金に滞納のない方

④ 過去に町の住宅取得に関する補助金を受けていない方

※移住加算の対象となる方

① 町内に転入後5年以内に町内に住宅を取得した方

② 町内に住宅を取得し、1年以内に転入した方

#### ◎ 商品券の交付額

① 新築住宅 20万円または30万円

② 移住加算 移住者一名につき5万円、中学生以下の場合は1名につき10万円



## 4 住宅改修費助成金

現在居住している町内の自宅に対して町内施工業者による20万円以上の住宅改修工事を行う方に、町内で利用できる商品券を交付します。

### ◎対象となる方

- ①町内に住所がある方
- ②町の徴収金に滞納のない方
- ③町から今回の住宅改修に対して他の補助金等の交付を受けていない方

### ◎商品券の交付額

工事費用	商品券の交付額
20万円以上100万円未満	工事費の5%以内
100万円以上200万円未満	5万円
200万円以上300万円未満	10万円
300万円以上400万円未満	15万円
400万円以上	20万円

## 5 結婚新生活支援事業補助金

新婚夫婦の新生活を経済的に支援するため、住居費用や引越費用、リフォーム費用を補助します。

### ◎対象となる夫婦

所得合計が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦

※申請年度の前年度の1月1日～申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出、受理された夫婦

### ◎対象費用

婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用、引越費用、住宅改修費用

※申請年度の4月1日～3月31日の間に支払われた費用

### ◎補助額

住宅の取得・賃借費用、引越費用、住宅改修費用の合計金額で上限額は30万円

※夫婦ともに29歳以下の場合は、上限60万円

## 交通

問 企画課 TEL 36-1962

## バス

### ◎町民バス

香美町民バスは、次のとおり運行しています。

路線名	運行方法	運行日 (祝日・年末年始運休)	運行エリア
香住市街地線	定時定路線	月～金曜	香住市街地内を循環
佐津柴山線 相谷～訓谷区間: 要電話予約 (TEL 22-5211)	定時定路線	月～金曜	相谷～佐津地区～柴山地区～香住市街地
長井線	定時定路線	月～金曜	村岡区境～長井地区～加鹿野・油良～香住市街地
奥佐津線 要電話予約 (TEL 22-5211)	デマンド路線	月～金曜	奥佐津地区各地～香住市街地
余部線 要電話予約 (TEL 22-5211)	デマンド路線	月～金曜	余部地区各地～香住市街地
村岡境線	定時定路線	月～金曜 土曜	村岡病院～村岡区境
兎塚線	定時定路線	月・水曜	兎塚地区各地～村岡区中心部
射添線	定時定路線	火・木曜	射添地区各地～村岡区中心部
小代線 要電話予約 (TEL 92-3910)	デマンド路線	月～金曜	小代地域局・診療所～秋岡・佐坊・久須部・神場

### ◎全但バス(路線バス)

問い合わせ TEL 92-0137

小代区秋岡・湯村温泉～村岡～関宮～八鹿駅  
村岡～ハチ北

### ◎全但バス(高速バス・予約制)

予約・問い合わせ TEL 92-0137

浜坂・湯村温泉～村岡～大阪梅田(神戸)  
※一部運休の便あり

## ◎ 香美町の定期代助成

香美町内在住の高校生が、通学に用いる定期券の購入金額が1ヵ月定期で15,000円(町外の高等学校の場合は25,000円)を超える時、その超える額を助成します。

※助成申請は定期券高校生の保護者が行ってください。  
※対象となるバスは、全但路線バス・香美町民バス村岡境線です。

## ◎ 香美町の高齢者等バス運賃助成

香美町内在住で、①65歳以上、②身体障害者手帳所持者、③療育手帳所持者、④精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかの方がバスを利用する場合、運賃の一部を助成します。

※助成を受けるには、事前に乗車証を申請する必要があります。

※バス降車時に乗車証を提示すれば、自己負担額(200円、500円)のみとなります。

※対象となるバスは、村岡区・小代区を運行する全但路線バス・香美町民バスです。

## ▶ 飛行機(コウノトリ但馬空港)

### ◎ 香美町の運賃助成

チケット購入、運賃等問い合わせ TEL 0796-24-2245

区分	香美町助成額
大人(満12才以上)	4,500円(片道)
小人(満3才以上12才未満)	3,500円(片道)

※町民、町内在勤・在学、香美町出身者及びその家族が助成対象です。(帰省利用も可能ですが、町内に住所を有する方が助成申請してください)

※助成手続きは航空機利用後のみ(事前申請はなし)となります。

※券種を問わず上表に基づき助成、ただし航空運賃が発生しない場合及びスカイメイトは助成対象外となります。

## ▶ 鉄道(JR西日本)

時刻、運賃等問い合わせ

JRおでかけネット で検索

### ◎ 香美町の運賃助成

JR山陰本線佐津駅、柴山駅、香住駅、鎧駅、餘部駅を出発地・到着地として、2人以上で鉄道を往復利用する場合の利用料金(運賃及び特急料金など)の半額を助成します。

ただし、JR営業キロに応じて次の助成上限額があります。

JR営業キロ(片道)	助成上限額
200キロメートル以下	3,000円/人
201キロメートル以上300キロメートル以下	4,000円/人
301キロメートル以上	5,000円/人

※町民、町内在学者が対象です。

※助成手続きは鉄道利用後のみ(事前申請はなし)となります。

## ▶ タクシー

### ◎ 日交タクシー

予約 TEL 0796-22-1328



# 議会・選挙

## 町議会のしくみ

問 議会事務局 TEL 36-1963

町議会議員と町長は、直接選挙によって選ばれた私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。

### 町政への要望を直接町民が町議会に提出できる制度

件名、請願・陳情の趣旨、提出年月日、住所、署名または記名押印の上、議長あてに提出してください。請願の提出には紹介議員が必要です。

請願・陳情

選挙

町民

町民の意見を町政に反映させるための代表を選ぶ

選挙

町政の執行



### 町議会(議決機関)

町政の運営に必要な予算や条例などを決める

定例会 … 3・6・9・12月

臨時会 … 必要に応じて

議決・調査・検査

条例・予算など提案

### 町長(執行機関)

町議会の意思に沿って、実際の事業を執り行う

町議会を傍聴したい

当日に議会事務局で受付し、傍聴席へ入場してください。



議会・選挙

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局(総務課内) TEL 36-1111

### 選挙人名簿の登録

#### ◎ 登録資格者

満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日(転入届をした日)から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記録されている人

#### ◎ 登録時期

毎年3月、6月、9月、12月と選挙時

### 投票所入場券

選挙の期日の公示または告示の日以後に「投票所入場券」を郵送しますので、ご持参のうえ決められた投票所へ行ってください。なお選挙権のある人は、「投票所入場券」がなくても投票できます。

### 投票

#### ◎ 点字投票

目に障害のある人は、点字による投票ができます。

#### ◎ 代理投票

心身の故障などのため、自分で文字を書くことができない人は、係員が代わりに書く方法により投票できます。

#### ◎ 期日前投票

投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。期間は、選挙の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までです。

#### ◎ 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害などがある人(法令で定める一定の障害のある人に限ります。)は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。

この制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請し、交付を受けておく必要があります。

くわしくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

#### ◎ 不在者投票

投票日に投票所へ行けない人で、下記のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

- 仕事、旅行等により、町外に滞在している人
- 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院または入所している人



# 相 談

## 相談窓口

相談名	場所	お問い合わせ(ご予約)
行政相談	香住文化会館	企画課 企画政策係 TEL 36-1962
	村岡老人福祉センター	
	小代高齢者生活支援センター「いこいの里」	
人権相談	香住文化会館	町民課 人権推進室 TEL 36-1110
	村岡老人福祉センター	
	小代高齢者生活支援センター「いこいの里」	
健康相談	健康課 健康増進係	健康課 健康増進係 TEL 36-1114
児童相談	福祉課 社会福祉係	福祉課 社会福祉係 TEL 36-1964
いきいき相談センター	福祉課 地域包括支援センター	福祉課 地域包括支援センター TEL 36-4004
	村岡地域局 地域生活係	
	小代地域局 地域生活係	
教育相談センター (ふれあいルーム)	香住文化会館	教育相談センター TEL 36-3850
	村岡区中央公民館(出張相談 水曜日9時~12時)	
ひきこもりの相談	保健センター1階	ひきこもり支援センター TEL 34-9611
消費生活相談	香美町消費生活センター(町民課内)	香美町消費生活センター TEL 36-1941
若者の仕事・就職活動相談	若者サポートステーション豊岡 ※予約制で、出張相談もあります。	観光商工課 商工労政係 TEL 36-3355 若者サポートステーション豊岡 TEL 34-6333





相談名	場所	お問い合わせ(ご予約)
ものの忘れ相談	福祉課 地域包括支援センター(偶数月)	福祉課 地域包括支援センター TEL 36-4004 ※予約制で、訪問も可能です。
	村岡地域局 地域生活係(奇数月)	
こころの健康相談 (医師、精神障害者相談員、 保健師)	保健センター	健康課 健康増進係 TEL 36-1114 ※医師による相談は予約制。出張相談もありま す。
	村岡老人福祉センター	
	小代いこいの里	
こころと体のなやみ相談	福祉課 社会福祉係	福祉課 社会福祉係 TEL 36-1964
	村岡地域局 地域生活係	
	小代地域局 地域生活係	
発達障害相談	健康課 健康増進係(6歳まで)	健康課 健康増進係 TEL 36-1114
	福祉課 社会福祉係(7歳以上)	福祉課 社会福祉係 TEL 36-1964
健康や子育ての相談	保健センター	保健センター TEL 36-5008
子育て相談 (妊娠、出産、子育て)	子育て世代包括支援センター(保健センター内)	子育て世代包括支援センター TEL 34-9600
アクティブステーション かみ (障害者、ひきこもり者等 職業紹介)	福祉課 社会福祉係	福祉課 社会福祉係 TEL 36-1964

※日時などの詳細につきましては、お問い合わせいただくか、町ホームページ、広報ふるさと香美でご確認ください。



相談

Consideration

「バリアフリー」ってなに？

身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障害のある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



### 制度的なバリア

社会のルール、制度によって障害のある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがあります。就職や試験などにおいて、障害があることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

#### 【具体例】

- ▶ 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒まれることがある。
- ▶ 賃貸物件の入居を希望する障害のある人に対して、障害を理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元：国土交通省「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

## 生活ガイド INDEX

 / 医療MAP 62

 / 医療機関リスト 63

 / 家づくり・リフォームの基礎知識 64

 / 葬儀とお墓の豆知識 70

 / 香美町商工会 72



※「生活ガイド」のページは、暮らしに役立つ情報を掲載しております。  
なお、地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。





## 医療MAP

※このページは有料広告掲載ページです。  
※マップ上には、広告をご掲載いただいた施設のみ表示しています。





# 医療機関リスト



## 香美町の病院・医院

医療機関名	所在地	電話番号
香美町国民健康保険 佐津診療所	香住区無南垣165	0796-38-0459
公立香住病院	香住区若松540	0796-36-1166
むらた眼科	香住区若松540	0796-39-1535
山本クリニック	香住区香住1014-1	0796-39-1525
香美町国民健康保険 兎塚診療所	村岡区福岡1113	0796-96-0012
香美町国民健康保険 川会診療所	村岡区入江717-3	0796-95-0024
公立村岡病院	村岡区村岡3036-1	0796-94-0111
村瀬医院	村岡区村岡347	0796-94-0003
香美町国民健康保険 小代診療所	小代区城山301	0796-97-2023



## 香美町の歯科医院

医療機関名	所在地	電話番号
かわばた歯科医院	香住区若松557-1	0796-36-4070
蔵野歯科医院	香住区若松532	0796-36-3333
どい歯科医院	香住区沖浦514-6	0796-37-0777
なみ歯科クリニック	香住区森291-1	0796-34-6483
西村歯科医院	香住区七日市12-3	0796-36-1818
やまだ歯科医院	香住区七日市115-3	0796-36-3316
香美町国民健康保険兎塚歯科診療所	村岡区福岡1113	0796-96-0846
香美町国民健康保険川会歯科診療所	村岡区入江717-3	0796-95-0223
香美町国民健康保険小代診療所歯科	小代区城山301	0796-97-2396







# 家づくり・リフォームの基礎知識 ①

## リフォームの進め方とポイント



### Step.1 具体的な計画をたてる

▶「時期、期間は？」

▶「予算は？」



リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。  
この時点での情報収集も大切なポイントです。

### Step.2 事業者を決める～契約する

▶「施工業者の事業内容が  
リフォーム目的と合致している？」

▶「実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者？」

▶「数社同じ条件で見積書を提出してもらい検討した？」

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・  
提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモ  
など書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

### Step.3 着工

▶「工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫？」

▶「工程表に基づいて進んでいる？」

▶「変更・追加などが発生していない？」

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。  
また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認する  
ようにしましょう。

### Step.4 着工後

▶「事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けた？」

▶「今後のメンテナンスや保証先を確認した？」

## リフォームの疑問



**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

**A** 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でも  
リフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える  
程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳  
間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家  
全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安く  
なる事もあります。

**Q** 満足いくリフォームのポイントは？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事を  
おすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じて  
いた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位を  
つけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、  
ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

**Q** 信頼のおける業者とは？

**A** 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

▶ 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で  
契約をかわしましょう。

▶ 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか  
確認しましょう。

▶ 経験豊富で実績がある事業者かどうか  
確認しましょう。

▶ アフターフォローはどうか、  
必ず確認しましょう。







## 家づくり・リフォームの基礎知識 ②

### エコリフォームで地球にやさしい暮らし

気候や環境に合わせてリフォームすることや、自然の力を利用することで光熱費が削減できます。省エネで地球にも家計にもやさしい暮らしを実現できます。

#### 1 太陽エネルギーの利用

太陽電池を利用して、太陽光エネルギーを電気に変える太陽光発電システム、太陽熱により水を温める太陽熱温水や床暖房などがあります。



#### 3 外壁および窓などの断熱化

外壁、屋根、天井や床などの断熱性能を高めると、屋外との熱の出入りが減るため冷暖房の効果が高まります。

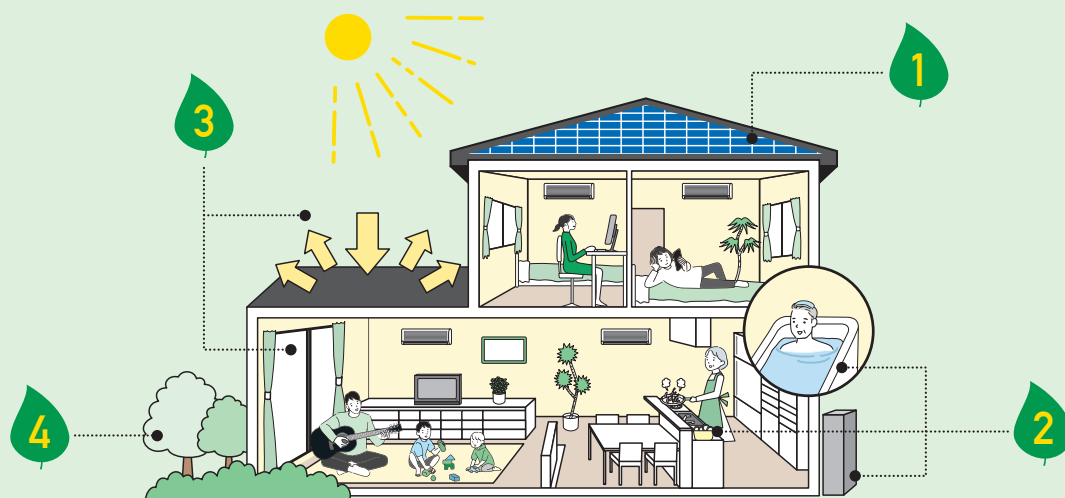
窓は、熱の出入りが大きいので断熱性能に大きく影響します。ガラス自体を複層ガラスにしたり、二重サッシにしたりなどの方法により断熱性能が向上、二重サッシは、結露の防止にもなります。

#### 2 給湯設備

ガスで発電し、排熱を給湯や暖房に利用する家庭用コージェネレーションシステムや、省エネ効果の高い高効率給湯器などがあります。

#### 4 自然を取り入れる

壁やベランダにツタ植物を植え、緑のカーテンで夏の日差しを避けたり、家の中の風通しをよくするなど、自然を上手に取り入れましょう。









# 家づくり・リフォームの基礎知識 ③

## マイホームづくりの進め方とポイント

### Step.1 情報収集し、まずイメージを固めよう

住宅展示場などに出かけたり、雑誌・インターネット、または家を建てた人から話を聞くなど、住まいづくりのための情報収集を行い、ライフスタイルや家族の要望などとすりあわせながら、イメージを固めていきましょう。併せて資金の目途や施工の時期などの大まかなプランニングも行うとよいでしょう。

### Step.2 土地・施工依頼先の決定はじっくり、しっかり

大まかなプランニングができたら、土地探しや施工依頼先の選定など具体的に動き始めます。土地探しは周辺環境の確認も兼ねて現地調査を必ず行い、総合的に判断しましょう。建築の規制や地盤の確認も必要です。施工依頼先については、住宅メーカーや設計事務所、工務店などそれぞれの特性を理解し、これからの住まいづくりに一番合った依頼先をじっくり選びましょう。

### Step.3 見積もりから契約まで、納得いくまで確認しよう

土地や施工先が決まれば、プランニングを伝え、設計図面や見積もりを確認します。その際、きっちりと相談しておくことが大切です。納得いくまで確認したら、いよいよ契約です。トラブルを避けるためにも、契約書にはしっかり目を通し、不明点は解消しておきましょう。

### Step.4 いよいよ着工、こまめなチェックと配慮を忘れずに

着工前に、迷惑を考慮し、近隣へのあいさつを忘れないようにしましょう。工事は地鎮祭から始まり、基礎工事、本体工事、内装・外装工事といった順に進みます。家の基礎部分や構造など、完成後には確認できない部分もあるため、こまめに現場に足を運び、進行を確認しましょう。

### Step.5 マイホームが完成！入居前にも必ず確認を

無事に家が完成すると、引渡しの前に竣工検査を行います。設備の不具合がないか、契約に沿って工事が行われたかなどを確認するためにも、必ず立ち会いましょう。検査が終了すれば、いよいよ入居となります。

## 知っておきたい！建築法規

敷地面積に対して建てられる建物の大きさは、「建ぺい率」と「容積率」で制限されています。

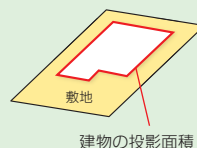
建ぺい率と容積率は地域ごとに細かく設定されていて、厳しい地域では50坪の敷地であっても延べ床面積25坪の小さな家しか建てられないこともあります。

設計をする上で重要な事項ですので、真っ先に確認する必要があります。

### 建ぺい率

#### ▶ 建ぺい率は建物の投影面積

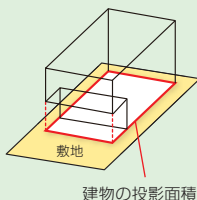
建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積（建築面積と言います）が占める割合です。



$$\text{建ぺい率}(\%) = \text{建物の投影面積} \div \text{敷地面積} \times 100$$

#### ▶ 2階の方が1階より大きい場合

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。



### 容積率

#### ▶ 容積率は敷地面積に対する延べ床面積の割合

延べ床面積（建物の全ての階の床面積を合計したもの）を敷地面積で割ったものが、容積率になります。

$$\text{容積率}(\%) = \text{延べ床面積} \div \text{敷地面積} \times 100$$

- 建ぺい率と違い、外部階段は床面積には入りません。
- パルコニーは、2m以上突き出した場合、2mより先の分が床面積に入ります。

上記以外にも、  
いろいろな  
規制があります。



各自治体によっても異なり、  
とても複雑なので  
正確なところは建築士など  
専門家にご相談ください。





# 葬儀とお墓の豆知識

## 葬儀について

### 故人の宗教に合わせた作法を

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

### 弔事の流れ ～臨終から法要まで～

臨終	遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。	火葬・骨上げ	火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。※葬儀・告別式の前行う場合もあります。
通夜の準備	枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。	還骨回向	持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。
通夜	故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。終了後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。	精進落とし	法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。
葬儀・告別式	通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。	追善供養	初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。
出棺・火葬	最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。※葬儀・告別式の前行う場合もあります。	年忌法要	一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。

## お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られてた、五輪塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

### 和型

最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいし）、下台石（げだいし）を重ねた形が多く見られます。



### 和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。



### 洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。



### デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。



## 知っておきたいしきたりや作法

### ● 葬儀参列時について

- 1 当日は余裕を持って早めに到着しましょう。
- 2 受付では、お悔やみを述べてから記帳します。  
香典を差し出す場合は、相手に名前を向けます。
- 3 携帯電話は必ず電源を切るか、  
マナーモードにしましょう。
- 4 出棺時は屋外でもコートは脱ぎ、  
喪服のままで見送りましょう。

### ● 服装について

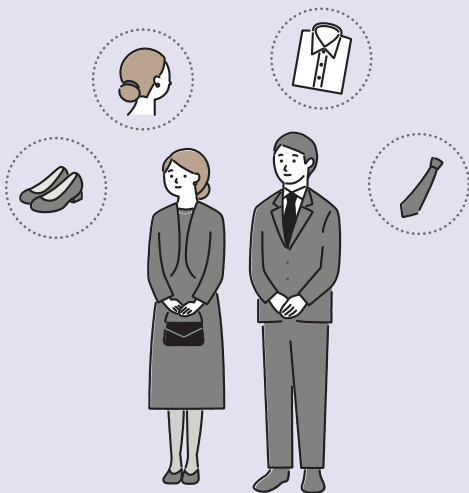
一般的に、葬儀に参列する際の服装は、結婚やお祝い事とは逆に「派手なものを避け、地味に徹する」ことにあります。

仕事帰りなどの場合、わざわざ喪服に着替える必要はありません。ただしアクセサリなどは外します。

男性は、白シャツ・黒のスーツ・黒ネクタイ・黒い靴。

女性は、黒のフォーマルウェア・肌の露出の少ない黒や紺のワンピース・黒い靴。

アクセサリを身につけるとしたら真珠にしましょう。  
ネックレスは一連のものを。







# 香美町商工会



あなたの経営課題を解決します  
まずはお気軽にご相談ください



## 商工会の経営支援事業

STEP  
1

### 相談

ご相談は無料です。  
なんでもお聞きます。

専任の経営指導員がお応えします。

STEP  
2

### 自社の強み弱みを 知りましょう!

貴社の強みと課題を診断し、解決策に  
向けた道筋をわかりやすくお伝えします。

STEP  
3

### 課題を克服し、 ステップアップしましょう!

課題に応じて、経営指導員が、専門家や  
支援策につなげていきます。

● 経営のこと、誰かに相談したい…  
さまざまな面から  
経営をサポートしています!

商工会は多くの事業者の方々と  
ともに歩む地元のビジネスパートナー、  
相談は原則無料、秘密は厳守です。  
一度、お気軽にお話してみませんか?



## 販路開拓の支援も行っています

香美町商工会では、みなさまの事業を更に  
拡大させることを目的とし、全国で開催されて  
いる様々な商談会・展示会等への出展支援を  
行なっております。

その他、商談会に出展する方に向けた「出展  
支援セミナー」や「個別相談等」も随時行って  
おりますので、販路開拓をお考えの方は是非  
ご活用ください。

## 創業に向けた支援

香美町内で起業・創業をお考えの方は是非  
商工会をご活用ください。

## 香美町商工会の取組事例のご紹介

香美町産の美味  
集まれ!



香美町の名品

### 「香美町の名品」とは?

①町内で製造された加工食品、または町内で生産(採取・採捕)され  
た原材料を使用した加工食品、②町内で自社生産(採取・採捕)した  
生鮮農産品、③町内で自社生産(養殖)または水揚げされた生鮮水産  
品で、香美町のイメージアップにつながる産品を香美町商工会が認  
定するものです。令和6年度末時点で123商品の認定を行いました。

### 認定のメリット

- ホームページ・パンフレットへの掲載によるPR
- 商談会・物産展等でのPR及び出展支援
- プレスリリース・新聞掲載によるPR



「香美町の名品」  
公式HP

今までの名品は  
公式HPより  
ご覧いただけます!



[https://r.goope.jp/kamichou-meihin/  
free/backnumber](https://r.goope.jp/kamichou-meihin/free/backnumber)

## お問い合わせ



### 香美町商工会(本所)

〒669-6543  
香美町香住区若松620番地の3  
☎0796-36-0123  
FAX 0796-36-3322  
✉info@ka-sci.com

### 村岡支所

〒667-1311  
香美町村岡区村岡2321番地の1  
☎0796-94-0706  
FAX 0796-98-1543

### 小代支所

〒667-1503  
香美町小代区大谷544番地  
☎0796-97-2208  
(※本所に転送されます)

香美町商工会HP

<https://r.goope.jp/kami-shoukoukai>



LINE公式アカウントでも情報発信中!



友達登録は右の二次元コードから▶

